

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経済常任委員会会議録			
日 時	平成16年3月17日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時22分
場 所	消防第2・第3会議室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、古沢副委員長、森井・井川・山口・見楚谷・小林 ・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	経済・港湾 各部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

旧市営朝里川温泉センター跡地について

(経済)観光振興室観光事業課長

旧市営朝里川温泉センター跡地の用地転売について、報告申し上げます。

昨年12月に当地の当該所有者であります前田建設工業株式会社から平成12年に市と取り交わした覚書に基づき、株式会社小樽観光企画と売却交渉を行っている旨の連絡がありました。これを受けて、市といたしましては、前田建設工業が早期の転売を希望していること、小樽観光企画が観光クラスター研究会の提言を取り入れた土地利用構想を持っていることなど、両者の意向を踏まえ、用地転売を承認することといたしました。前田建設工業からは、本年1月21日に売買契約を締結したとの連絡がありましたので、土地登記簿により、同日付けで所有権移転がなされていることを確認しました。

売買の対象となった土地は、朝里川温泉2丁目670番3ほか3筆で、合計の地積は4万8,318.30平方メートルでございます。なお、当該地に隣接する湯鹿里荘の財産処分につきましては、当面当該地の活用状況を見ながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

委員長

小樽フィッシュミール協業組合に関する訴訟について

(経済)産業振興課長

小樽フィッシュミール協業組合に関する訴訟につきまして、経過を報告いたします。

事件名平成13年(ワ)第29号使用損失補てん金請求事件であります。第1回口頭弁論が平成13年5月28日に行われ、それ以降、本年3月15日までの間に、計26回の審議が行われたところでございます。第8回までは、小樽フィッシュミール協業組合の設立に至る経過、また平成2年当時の解散に至る内容などについて、双方が主張する事実関係についての準備書面の取り交わしを行い、第9回及び第10回では、原告側関係者から当時の状況について記述した陳述書が提出され、それを踏まえて、第12回から第14回までに証人調べが行われたところでございます。平成14年12月16日の第15回からは、裁判長の指導の下で、和解に向けた協議が始まり、現在に至っております。次回第27回は、5月17日に開催を予定しております。なお、平成14年10月に被告1名が死亡したことに伴い、原告側より札幌家庭裁判所小樽支部へ相続財産管理人の選任申立て手続を行い、本年2月20日に相続財産管理人が選任されたところであり、同管理人が今後遺産管理と訴訟手続を受け継ぐことになったところでございます。

委員長

苫小牧港の食肉検疫指定について

(港湾)港湾振興室横山主幹

苫小牧港の食肉検疫指定について、報告申し上げます。

本市といたしましては、去る2月23日に北海道知事、さらに2月26日には農林水産大臣に対して、小樽市長、小樽市議会議長、小樽商工会議所会頭、小樽港湾振興会、小樽冷凍事業協会の皆様とともに、小樽港へのじゅうぶんな説明がなされないまま、北海道が国に要請したことへの遺憾の意を表明いたしました。また、現状では道内物流の利便性が損なわれていないため、新たに苫小牧港指定の必要性がないこと、これ以上の苫小牧港への一極集中化を招くことを避けるべきであることから、苫小牧港の指定について再考を求め、国に対しても従来どおりの取扱い

となるよう、強く要望してまいりました。

去る3月2日、北海道から小樽市長に対して、小樽市側の合意を得ながら進めていきたいとのことでありました。その打診の内容につきましては、あくまでも北海道の基本方針は、経済物流の実態に即し、要件を満たしている港については、全道的見地から門戸を広げるとの考えであります。しかしながら、北海道としては、これまでの経緯を踏まえ、1年程度延期し、小樽市側の合意を得ながら進めていきたいとのことでありました。

これを受け、市内関係者の皆様と協議した結果、北海道の考えに同意することを通知するとともに、市といたしましては、北海道と苫小牧側の協議を見守っていかねばならない状況にありました。このような状況の中で、去る3月10日の予算特別委員会理事会終了後の午後7時、北海道から小樽市に対して最終的な回答がございました。その内容は、国に対して3月11日、苫小牧港の検疫指定要請を北海道の責任において取り下げの手続を行うというものでありました。翌日の3月12日、農林水産省のホームページにパブリックコメントの結果が公表され、寄せられた意見は15件で賛成7件、反対は8件とのことであります。この公表した改正案に基づき、当該省令を定めることを決定し、家畜伝染予防法施行規則の一部を改正する省令が、平成16年3月中の官報に掲載をして、4月1日から施行されることとなります。

なお、苫小牧港については、北海道知事より指定要請書の取下げがあったことから、今回は指定が見送られました。

委員長

分区条例の見直しについて

(港湾)港政課長

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例の見直しに係る基本的な考え方及び今後の進め方につきまして、説明申し上げます。

本市の分区条例は、港湾法第40条の規定に基づき、臨港地区内を五つの港区に区分し、それぞれの港区における建築物、その他の構築物の建設等について規制し、もって港湾施設の利用の増進並びに港湾の適正な管理・運営を図ることを目的として、平成8年9月に制定されました。現行の分区条例は、制定後8年近くを経過しておりますが、その間、構築物等の規制につきましては、一度も変更を行っていないことから、これまで市議会の場においても、時代の変化に合わせて見直しをすべきであるとの意見もありました。また昨年9月には臨港地区内の一部地権者の方々から、分区の見直しに係る要望書が提出されました。本市といたしましても、時代環境の変化に伴い、臨港地区におけるさまざまな土地利用の要請に対応していく必要があるとの判断から、昨年から分区条例の見直しについて、検討を進めてまいりました。

見直しに当たりましては、地権者や港湾関係者からの意見も参考にしながら、港湾計画との整合性に留意し、港湾の利用促進につながる土地利用を基本に据えた上で、親水機能の導入や、利便施設に対するニーズなど、臨港地区を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本市全体の土地事情を勘案し、地域産業の活性化につながるような土地利用を想定して、検討を進めているところであります。

今後の進め方につきましては、庁内関係部局との協議を行い、早急に見直し案を作成し、関係地権者や港湾関係者の方々から見直し案について、意見を聴取するとともに、国、道など関係機関と協議を進め、地方港湾審議会への諮問など、所定の手続を経て、できるだけ早期に分区条例の改正を行ってまいりたいと考えてございます。

委員長

札幌法務局小樽支局の移転について

(港湾)港政課長

札幌法務局小樽支局の移転計画につきまして、報告いたします。

昨年6月、小樽市は札幌法務局から現状の小樽支局が手狭になっていること、また、平成7年の民事行政審議会

の登記所の適正配置の答申と平成8年の閣議決定による地方法務局の整理統合などの合理化策により、小樽支局と余市出張所の統合が差し迫っている状況などから、小樽市内の新たな用地において、小樽支局の簡易化庁舎建設の相談を受けたところであります。これを受けて、数か所を候補地としてあっせんいたしましたが、法務局との意向と合わず、合意に至っておりませんでした。その後、札幌法務局から港湾施設用地であり、港湾合同庁舎の建替え候補地である旧日本農産工業跡地を小樽支局の簡易化庁舎建設候補地としたい旨の協議がありました。簡易化庁舎とは、現在、国が計画している港湾合同庁舎の建替えまでの間という考え方であり、新合同庁舎建設時に法務支局は新庁舎に入居するとの考えがあることから、庁内関係部と協議するとともに、港湾関係団体等に説明を行い、このたび、市として札幌法務局小樽支局の簡易化庁舎の建設に合意するとの判断を下したものであります。なお、この簡易化庁舎は、平成16年度中に建設を終え、現小樽支局の移転につきましては、平成17年3月までに終了する予定でございます。

委員長

改正ソーラス条約による港湾保安対策について

(港湾)工務課長

改正ソーラス条約による港湾保安対策につきましては、昨年の第4回定例会の当委員会において、その概要並びにその時点での状況を報告いたしましたが、現時点での状況について、報告させていただきます。

お手元の資料1をごらんください。当初、上屋や倉庫の壁はフェンスの代替として認められておりませんでした。国の現地評価の過程で、資料で黄色で着色した上屋、倉庫に関しては、認められることになりました。また、条約の対象となる岸壁を集約し、事業費を軽減するため、業界や関係機関の意見を伺い、検討した結果、ごらんの案となっております。資料の右側から丸で囲ったところでございますが、勝納ふ頭の3番、中央1番、港町1番は内航船に限定する方針であります。第3号ふ頭は、全体が保税地区に指定されていることから、保税地区はフェンスで囲まなければならないという通達があり、税関と協議、調整を行っているところであります。

今後につきましては、早急にフェンス、ゲートの位置を確定させ、4月から設置工事に着手し、6月末までに完成させ、国の承認を得ることとしております。

一方、監視カメラや照明設備等につきましては、平成16年度中に整備することとしております。また、施設整備や管理・運営方法等について、警察、海保、税関などの関係機関や港湾関係事業者との綿密な連携を図っていく必要があることから、これらで構成する保安協議会を近く設置する予定であります。なお、今後の管理・運営体制や費用につきましては、施設の全体像が確定しなければ積算できないことから、現時点でお示しできる状況ではありませんが、相当な費用が予想されるところであり、全国的な動きの中で、引き続き国に対し、必要な財政措置を講ずるよう、強く要望してまいりたいと考えております。

委員長

次に、本定例会に付託された案件について、説明願います。

議案第50号について

(経済)観光振興室観光事業課長

議案第50号公の施設の指定管理者の指定について、説明いたします。

今回提出いたしました議案は、小樽市鯉御殿の指定管理者を株式会社小樽水族館公社に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの3年間であります。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

共産党。

古沢委員

報告いただいた点でお尋ねしたいことが幾つか出てきてはいるのですが、例えば食肉検疫指定について、1年先の約束手形を出したのかどうか、こういった点では大いに異議ありですから、これはこれでまた、予算特別委員会で相当議論もされている経過もありますので、異議があるという点だけで尋ねることはいたしません。

出資による権利について

最初に、問題提起というか、私自身が巨大迷路にはまったようなところもありまして、実は財産に関する調書というのが毎年度出されます。その中に、出資による権利というのがあります。出資もしくは出えん金、合わせて2億円からになります。このうち経済部所管にかかわる点について、資料として提出をいただいております。出資による権利、公有財産であります。資料提出を急がせたものですから、見づらい点はあるかもしれませんが、これはひとえに私の責任に属しますので、ご勘弁いただきたいと思っておりますけれども、経済部にかかわる出資による権利、これについてお尋ねしたいと思います。

まず、出資による権利といいますが、ここでいう権利とはどういう概念をいうのか。例えば出資した、それを返還してもらう、返還請求権という権利が生ずるとか、一般的にはそうやって読み取るわけですが、どういうものなのでしょうか。

(経済)商業労政課長

お尋ねの出資による権利というところでございますけれども、地方自治法第238条第1項第7号の出資による権利というのが規定されております。それで、出資とはということなのですが、これは地方自治法にも、このほかに第221条第3項に出資という言葉もありますけれども、それと同じような意味で、社団法人、株式会社、有限会社等に対する出資のほか、財団法人に対する出えんも含むという、そういった意味で理解しております。

古沢委員

実は、数日前、3月14日付けだったと思っておりますが、朝日新聞の社説ですが、「進めぬ改革、焦る首相」ということで掲載がありました。この社説の中で、理事長人事を首相が突き返したのだそうです。職業訓練の施設を運営する雇用・能力開発機構、民間でできるとの声に厚生労働省が抵抗したと。独立行政法人になった。首相は、対象を、原則に特殊法人の整理合理化計画を見直さないという趣旨を持っているのだと思っておりますが、この社説では、同時に天下り先を探し回るような役所の習性も、このままだったら変わらないと。特殊法人の解体につながる土台をつくる必要があるというふうに言っておりますが、この社説で取り上げられた雇用・能力開発機構に小樽市は出資金として405万6,168円、資料によりますと、土地現物というふうになっておりますが、これはどういうものですか、説明いただけますか。

(経済)商業労政課長

ただいまのお尋ねの独立行政法人雇用・能力開発機構、これは平成16年3月1日に独立法人として新たな展開をされたところでございます。ここの出資金と申しますのは、昭和33年にこの団体の前の団体なのですが、労働福祉事業団というのがございまして、そこが北海道の職業訓練所の敷地として、そちらの方に昭和33年12月に小樽市が市有地を現物土地として、現物出資をしたということでございます。

古沢委員

今の何ていうのですか、職業訓練大学校というのですか、銭函にある。あそこの土地ですね。それで、この資料に基づいて、少しわかりやすいようにつくっていただきましたから、解説いただきたいと思うのですが、それぞれ経済部所管の社団法人、財団法人の出資金、出えん金別、最初に というふうになっているのがそうです。青果物価格安定基金協会、これは訂正になったのですか。出資金で。

(経済)商業労政課長

そうです。

古沢委員

配当のありなし、実は資料をいただいて、私もなるほどと、こういう配当があるものも実はあったのだなと思ったのですが、配当のある森林組合関係ですが、どういう状況になっているのでしょうか。

(経済)農政課長

北後志森林組合ですけれども、配当金だけでお答えしますと、13年から15年で1万円ほどの配当金です。それから、南しりべし森林組合につきましては、13年から14年に9,000円の配当金でございます。それから、穂別町森林組合が1万2,600円の配当金です。

古沢委員

実は、配当金があるような出資金なんていうのは、これは悪い話ではないですよ、ほかと比べてみれば。実は、これらのうち、というふうにして、返還可能かどうかというところで、区別、区分をいただいたのですが、例えば北海道信用保証協会、ここは解散時に清算余剰金に対して返還可能というふうになっていますね。解散する場合に、残余財産を出資、出えん金の負担持分、案分によって、それぞれ戻しますよと。ですから、いつ解散されるかは別として、ここでは将来の返還請求権という権利は、小樽市側にありますね。こういう団体が幾つかあるのと、それから脱退時に可能だというふうに区分されている団体が幾つかあります。A というのは、解散時、返還可能なのでしたか。

(経済)商業労政課長

A と申しますのは、いわゆる出えん金の関係と、一部出資金のところもあります。それは、個々の団体の定款、規約によってそういったような区分がされておりまして、A と区分したものにしましては、解散時にいわゆる清算余剰金に対して、出資割合というか、お金の割合に応じて返還が可能ですということでございます。

古沢委員

意味がちょっと違うかもしれませんね。後の問題でお尋ねして関連しますけれども、B 脱退時に可能というのをもっと具体的に言えば、どういうふうになりますか。こちらの意思で脱退できるのか。出えんしている、出資をしている側の意思で脱退して、そして返還してもらおうということができるのですか。

(経済)商業労政課長

それも個々の団体の定款なり規約に負うところが多いと思います。仮に小樽市として脱会するというのであれば、それぞれの団体の定款で、そういったことが可能というふうに考えております。

古沢委員

経済部所管のところを見ましたら、額面でいえば、大したことないなというふうに思われると思うのです。大きいもので、栽培漁業振興公社、2,500万円。ところが、北海道健康づくり財団なんていうのがありまして、ここには1億200万円、出えん金として出したりしているわけです。お願いですが、それぞれ寄付行為、規約といいですか、それだけではなかなかわかりづらいところもありますから、今、課長おっしゃられたように、それぞれの団体の定款等を、せっかく出資による権利として、いわば財産目録という形で管理しているものですから、そのところをぜひ一つ一つチェックをしておいていただきたいと思うのです。

もう一つは、A といったものが、返還可能かという問題ですが、ここで一番下から三つ目、財団法人北海道開発産業技術振興財団というがあります。額面ゼロです。この団体ですが、実は調べてみたら、もともとはこの振興財団が設立されたのは平成5年だったと思いますけれども、実は先立って旭川医科大学を設立するときに協力

会ができていて、それが解散して、いわば残余財産、それを受け継ぐ、寄付を受けているのです。平成5年にこの北海道開発産業技術振興財団というものが設立されています。それで平成13年6月30日に解散になったわけです。解散になったわけですから、先ほどの説明でいえば、Aに該当するのだとすれば、なぜゼロなのかという問題が出るのですが、実はこの振興財団は、その寄付行為の中で、類似団体に残余財産等については寄付をするということになって、6月30日解散、7月1日付けで目的をほぼ同じくする財団が設立されていて、そちらにそっくり寄付されていくわけです。ちょっと疑問になったのは、それでは、この財団を13年6月30日に解散した時点での残余財産をそれぞれの出資、もしくは出えん案分で、その分について、新しい財団に承継される、出資による権利として承継されてしかるべきではないのかと。なぜゼロになるかと、このしくみがたいへん疑問になったのですが、ご説明いただけますか。

(経済)産業振興課長

今、委員がおっしゃるとおり、平成5年7月に設立したこの財団は、小樽市としまして平成7年9月に350万円を出えん金として支出したものであります。13年6月30日に同財団が解散をしまして、私もそのときに、この部分、28の都市がこの財団に出えんなり、補助金として出しておりましたので、この部分も含めて、確認をとりました。また、この内容については、承継するのであれば、350万円を出資、出えんをしておりますので、出えん金についてそのまま承継されるのではないかとということも考えまして、顧問弁護士にも相談しながら、どういう形がよろしいのかということで、確認をとりましたところ、やはりこの部分、今、委員がおっしゃったとおり、この規定、これは財団法人ですので、民法の規定にのっとってということになります。その民法の規定の中で、この場合は、類似の財団に寄付という、また、それをしなければ国庫に帰属するというようになっておりました、そういうところも踏まえまして、これは単純に承継されたとは言えず、実際には財産台帳から削除するのが適切であるということを受けまして、私どももその手続をさせていただきました。なお、旭川市、釧路市、苫小牧市などが同様の手続を行っております。この部分については、出えん金の性質、取扱いについては、慎重にしなければならないということで、じゅうぶん各機関又は顧問弁護士に相談して、決定をさせていただいたところでございます。

古沢委員

これらの団体はいずれも道の関与団体として扱われている団体ですが、その道の関与団体の点検評価調書というのがありまして、先ほど言った旭川医科大学設置協力が解散して、そしてこの振興財団ができて、この振興財団が解散して、翌日、今度は総合振興センターという財団が設立されるという経過は見てわかるのですが、市民の側からすれば、これは非常にわかりづらいです。民法の場合は、相続人が存在しない、そういう相続財産については、最終的に国庫に帰属するという考え方はありますけれども、小樽市の税金から出したものが、解散したときに残余財産を持分にに応じてバックがかかるというのは、市民の側からすれば常識的な財産所有です。それが、いわば事実上、承継、継承されるのに、出資による権利がその時点でゼロになってしまう。こういう在り方が、本来的にはまず納得しがたい話ですからね。

それであわせて、その辺を承知しておいてもらいたいのと、地方自治法でいえば、例えば寄付だとか補助に関し、第232条の2項で、公益上必要がある、そういう場合は地方公共団体は寄付や補助をすることができるという規定ですけれども、これの扱いをめぐっても、政府見解とすれば、公共団体が他に対して寄付又は補助を出す権能は、自己に財政上余裕がある場合に限られるのだと。この場合であっても、公益の程度、これについて、慎重に調査してやりなさいというのが公式見解だと思うのですが、これは間違いはないですか。

(経済)商業労政課長

ただいま、委員がご指摘の通知なのですが、これは明治34年3月4日付けで、その文言といたしましては、自家の財力に余裕ある場合において、初めて他の事業を助成し、もって自体の公益を増進せしめんとするというふ

うになっておりますので、今、委員、ご指摘のとおりというように理解しております。

古沢委員

この問題は、これで最後にしますけれども、出資であれ、出えん金であれ、これからも起こりうる問題だと思うのです。小樽市の現状、財政状況の下で、取扱いは言われたとおり、慎重に判断していかなければいけないという問題が出てくると思うのです。出えん金、すなわち寄付行為、寄付金と考えてもいいというふうに説明する人もいますけれども、寄付といいながら、道が立ち上げる財団、社団法人は持分をそれぞれ基準を決めて、各市町村に振って、そしていわば割当て方式ですから、そうした税金が先ほどの振興財団のように、事の経過が納得いかないような形でゼロになってしまうなんていうようなことを含めて、出資による権利というふうにして財産管理している以上は、慎重に扱っていく必要があるのではないかと。課長がおっしゃられたように、たまたま管理の仕方としてこうしているだけのことで、権利とは言っているけれども、実際、いわば、金額換算すれば価値のあるものではないよというふうに説明をしたりしているのです。そうしたら、なぜ、わざわざ出資による権利というふうにして、財産に関する調べの中で計上していくのか。やはり税金だからですよ。慎重に扱っていかなければいけないという、そういうことを含めて、今回、問題提起しておきたいと思います。ぜひ、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次、雇用創出事業の関係とソーラスの関係で伺っておきます。

雇用創出事業関係について

雇用創出事業の関係ですが、直接的には図書館の業務にかかわって予特、代表質問の中でもお尋ねをしました。図書館資料マーク化事業です。16年度の新年度予算で1,500万円が計上されているのですが、答弁いただいているように、新規雇用とすれば、約390万円弱だというふうにお答えになっています。事業費総額からすれば、二十五、六パーセントの新規雇用効果しかないわけです。図書館経由でお尋ねするよというふうに事前にお話ししておりましたので、聞いておられると思いますから、一つはこの事業計画の中で1,500万円のうち、390万円のほかに占める人件費、これは既存の労働者の人件費ですが、業務によって1日当たり4万4,000円、それから7万4,000円、端数は正確ではありませんが、そういう人件費になっておりますが、どういう業務なのだろうかということと、もう一つは図書館流通センターというこのマーク化事業の最大手、全国には図書館流通センター、TRCと言われているところと、大坂屋と日販と、だいたいこの三つが大手だと思うのですが、そのうちでも、断トツに大手です。このTRCデータによって14年度、15年度でダウンロードの対象となった冊数が18万7,000冊です。このうち、マーク抽出ができたというのが、15年度はほぼ完了しているのですよね。マーク抽出できたのは16万七、八千冊になると思います。新たにマークを作成するのが、1万9,000冊ほどだと思うのです。これが4月1日から電算システムで稼働させることができるというふうになっているのですが、それでは、これらのTRCのマーク抽出が16万七、八千冊あるのですが、新規にマークを作成する場合、1件当たりどの程度の金額になっているのか、これをお聞かせください。

(経済)商業労政課長

まず、最初の既存の仕事の関係なのですけれども、電算入力原稿記入補助員ということで、単価は4万4,200円、90日分ということで397万8,000円ほどございます。それともう一つ、業務指導員ということで、これは平成16年度の単価なのですけれども、6万5,800円ということで、60日分の394万3,000円というふうになっております。

それと2点目の単価につきましては、TRCによるダウンロード等ということで、1件当たり150円というふう聞いております。それと、マークを抽出するために、そのほかに80円という単価が加算されるものもあるというふうにお聞きしております。

それと、新規データの関係なのですけれども、これについては1件当たり940円というふうにお聞きしております。

古沢委員

私が雇用創出特別事業としてマーク化事業が14年度、15年度で一時中断して、電算システム稼働できるのだから、16年度の1,500万円は文字どおり雇用創出に充てたらどうかというふうにお尋ねしていた中身が、実はこのことにかかわるのですが、14年度と15年度でマーク抽出できたのが16万7,000冊、端数切ったとしても。これが、1件当たり150円とすると、この分だけで2,500万円です。そして、新規にマーク作成するというのが1万9,000冊。この分だけでおおよそ1,900万円ぐらい。合わせますと、四千四、五百万円、TRCのデータを使うということがかかるところが、委託契約でいえば、人件費4万4,000円だ、7万7,000円だと。16年度は、幸いにして見直しがかかりましたけれども、古文書、資料については1日20万円だなんていう計画が、平然と今まで生き残っていたのです。少なくとも去年の夏まで。見直しがかかって、去年の暮れか今年の初めぐらいに、道との関係でその2,000万円は落としたのでしょ。けれども、実際にはそういう形でなぜしなければいけないかという、雇用創出事業の要件として、人件費75パーセント、もしくは80パーセントという要件があるからでしょう。だから、本来こういう事業は、雇用創出事業としてなじまないというか、やってはいけないこと。いかに国がいいよ、道がいいよと言って、これに乗ったとしても、これはだめなのですよということを再三言ってきたわけです。14年度、15年度、もう過ぎましたから、幸いにしてといいますか、図書館の一般図書、児童書については、電算稼働できるのですから、今度は郷土資料です。郷土資料と云って、2万数千件あるのでしょうか。お尋ねしたら、このうち、さすがTRCですね、約半分ぐらいは、ダウンロードしたらマーク抽出可能でないかというふうに見ているらしいです。そうしたら、これで1件当たり幾ら。残りの半分は、また1件当たり1,000円ぐらいかかるのでしょうか。そうしたら、1,500万円だけでは済まないという話になるのだけれども、そこは1,500万円の予算の範囲でおさめてもらいましたと。対相手にはそういう話です。雇用創出事業ではないではないですか。だから、ぜひ、これは私たちは、明日の本会議にかかりますけれども、予算修正案の中でこの対策事業について、マーク化事業を全額カットして、雇用対策特別事業として予算を計上させるというふうに予算修正案を提案しておりますけれども、ぜひ、検討いただきたいと思うのですが、いかがですか。

経済部長

前回の議会からこの件については、ご指摘いただいている部分がありますけれども、一つは緊急雇用の事業そのものが、もう既にこれで6年ぐらい続いてやっけていまして、当初の平成9年ぐらい、始まったときから見ると、相当中身が変わってきている。当初緊急雇用を始めるときには、制限も非常に大きくて、なかなか事業選択ができなかったのです。各自治体の事業の該当がなくて、せっかくの緊急雇用の補助を使えないというような状況が続いていて、なかなか適当な事業というのですか、当てはまるような事業選択が難しかった時期がある。その中で、北海道の方も、どんどん要件が変わってきて、今は75パーセントあるいは80パーセントあるいは6か月以内というような緩い条件の中で、何とか雇用創出を目指すというように方向性が変わってきたという中で、私たちも、できれば雇用効果100パーセントの事業をやりたいというのは、基本的には持っています。

ただ一方では、これはこの間、何回か答弁させていただいていますけれども、小樽市が現在厳しい財政状況の中で取り組もうとしているさまざまな行政的な課題、事業、これもやっぱりやっていきたい。その辺のバランスというのですか、それを考えながら、事業選択してきたつもりです。確かに、図書館のこの事業については、ほかの事業に比べて、雇用効果はかなり低いのは事実です。その部分は我々もわかっていましたけれども、しかし一方では、この図書館の電算化事業という、たいへん一般市民的にも要請の多い、我々も早くやりたかったこの事業が、仮に国のお金、100分の100出していただければ、これはやはり手をつけていくという判断も、このときにあったのも事実でして、そういったトータルの判断の中で、これを始めてきたということです。ご指摘のように、そうしたら15年度で1回休めよというご指摘でしたけれども、残りのこの郷土資料の分、これをやって今回

終わるわけですから、この16年度をもってやらしていただいて、とりあえずこの事業を終わらせていただくと。今後、まだこの事業が続くという想定もしていますので、できる限り緊急雇用という名に合ったような雇用効果のある事業を選択すると、そんな立場でやっていきたいと思っております。

古沢委員

この問題は、これで最後にしますけれども、紹介だけしておきますけれども、資料をずっと集めていましたら、おもしろいですね。図書館関係者が、TRCに関連していろいろなことを言っているのですよ。ちょっと紹介していきますよ。TRCで最適な環境のマークにしようとする、大坂屋の2倍の料金がかかってしまう。TRCにしたいのだけれども、高いと。別の人は、TRCも日販も大坂屋もマークの説明を聞いて、返品の手数日販に気持ちが傾いているところ、ある図書館関係者の声です。別の方はこう言っています。うちもTRCのマークですよ。確かに、正確かもしれませんが、ちょっと高いですよと言っている。それから、TRCのマークは他社のマークに比べて正確かつ詳細なので高いのだと思います。それと、他に競争相手がいないからかも。それから、TRCマークを使いたいのはやまやまですが、単に価格を比較すると、圧倒的に大坂屋が安いので、予算の認可が下りず、やむをえず大坂屋を使っていますと言っている図書館もあります。別のところ、TRCで最適な環境のマークにしようとする、大坂屋の2倍の料金がかかります。これはご紹介しておきますから。全国で図書館の電算化がその雇用対策事業に沿うような形でやられています。大なり小なり、図書館の規模によって違いますが、図書館の小さい規模ではそんなにマーク化を進めていって高いお金をつけるわけにはいかないから、自前でやったりしているのでしょう。だから、予算規模も雇用創出特別対策事業の枠を使ってやっているけれども、道内の自治体でも幾つかあります。予算規模は全然うちとは比較にならないくらい低いです。事業予算からみれば、新規雇用者数に対する人件費の割合も、うちと比べたら間違いに高いです。そういう状況もぜひ承知しておいていただきたいと思っております。全く雇用対策事業にはなじまないと。本来、この事業の枠内でやるべき事業ではなかったということ指摘しておきたいと思っております。

改正ソーラス条約について

質問の最後です。ソーラスの関係です。

最初の時は、何でこの短い期間に、予算上の問題はありますけれども、特に第3号ふ頭基部でフェンス整備をしなければいけないというふうに考えていたのが、それぞれのパスごとに設定B、設定Cでフェンスで囲うというふうになったり、それから途中では第3号ふ頭の中央部にフェンス、ゲートを設けるといって、そしてここに来て、基部でフェンスで仕切ってしまうというわけでしょう。ちょっと触れておりましたけれども、この第3号ふ頭は、指定保税地域だということです。指定保税地域とは、いったいどういう地域を言うのかということ、第3号ふ頭で指定保税地域というエリア、どこから、面積で何ぼ、わかれば教えてください。

(港湾)港政課長

まず、指定保税地域の定義でございますけれども、関税法第37条に定義がございまして、指定保税地域とは、国、地方公共団体、その他の公共的機関が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港されている港における関税手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積下もしくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として、財務大臣が指定したものをいうということになってございます。

それから、小樽港における指定保税地域の場所でございますけれども、今、ソーラスの資料の図面がいて、と思っておりますけれども、第3ふ頭の基部にフェンスを設置する予定の場所になりますけれども、その場所から先端まで、第3ふ頭全体が指定保税地域となつてございまして、面積につきましては、4万4,741平方メートルというふうに指定されてございます。

古沢委員

この地域の指定は、財務大臣が行うというふうに、今、お答えいただきまして、財務大臣が指定する際の要件は

どういうふうなっているのですか。

(港湾)港政課長

指定保税地域の指定の要件でございますけれども、指定保税地域につきましては、あくまでも説明したとおり、土地もしくは建物について指定するものでございますけれども、要件といたしましては、その土地や建物が、まず、国、地方公共団体等、公共的機関が所有し、又は管理するもの。次に、開港されている港における税関手続の簡易かつ迅速な処理を図ることを目的として、港湾管理者がみずから運営するなど、公共的に運営されるものであること。さらに、開港されている港の港域に接続する地域であること。それから、税関における管理取締り上、支障がないと認められるものであること。そのようなことが主な要件となっております。

古沢委員

財務大臣が指定する特別なエリア、地域ですから、施設整備にも要件があるはずですよ。どうなっていますか。

(港湾)港政課長

施設の要件でございますけれども、保税地域における貨物の放逸等を防止、外国貨物の適正な保全を図るため、原則として野積み場等の土地に貨物を蔵置する保税地域におきましては、当該保税地域内に外部から容易に侵入できないような障壁、フェンス等を外周に設置するとともに、当該保税地域内において、適度な照明を確保できるような照明装置が設置されていること。また、出入り口には、施錠の可能なゲート等の設備が設置されていることが施設の主な要件となっております。

古沢委員

つまり、最初に触れたように、第3号ふ頭の場合に、この短い期間にいろいろ議論もされておりましたけれども、施設整備が今ここに落ち着くまでいろいろ動きがありました。ここに落ち着いた要因で、変更になった最大の要因は、この指定保税地域だからですね。

(港湾)工務課長

経過を若干説明させていただきます。第3号ふ頭のフェンスの位置でございますが、これは昨年12月になって、急に管理者が施設整備をやれというようなことになりましたので、それ以降の話となります。それで、最初に当然、ソーラスの対象となるバースというのは、500総トン数以上の外航貨物船、それと外航客船が着くバースということで、前回の4定のときに資料を出しまして、そのときに第3号ふ頭も対象になりますというようなことでお示したところでございます。

その後、実際そこで倉庫を持っていたり、荷役活動をする業界の方に集まっておきまして、説明会あるいは協議を何回もしましたし、また個々の会社等ともやっております。その結果、業界の方としては、本当は根元の方が中で自由に使える。というのは、中にも倉庫のほかにはトラックスケールとかそういう施設もございまして、中で貨物の移動というのがかなり想定されます。根元が本当はいいのだけれどねということだったのでございますけれども、我々としては、親水性とか、そういうこともございますので、一つの提案としまして、真ん中ぐらいに持っていったらいかかかというようなことで、協議を進めていたところでございます。

すべてこれは計画を立てる前の過程でございまして、その一つの過程として、各委員のところに図面をお持ちして、説明したのが、その中間の経緯でございます。その後、税関等も含めまして、そういう保税地区を分断するようなことはまずいのではないかとというようなことがございますし、また業界の方としましても、できれば根元がいいと、こういったことも含めまして、今のところ、一つの案としまして、根元ということで進んでいるところでございます。

古沢委員

基部にフェンスを設置するのは、業界もその方が都合いいと言っていたのは、この問題の最初の時点からそれはあったというふうに、今、説明していただきましたから、そういうことを承知の上、基部でなくて中央部にフェンスをとい

うふうに検討が進んでいたわけですね。ここに来て、また、基部に戻ったわけですから、私が聞いたのは、ここに来て基部に戻ったのは、指定保税地域だから、これが一番大きな要因で、今日報告をすることになったのかというふうにお尋ねしたのですけれども。

(港湾)工務課長

確かにそういう保税地区ということの要因というのは、たいへん大きいものだと思います。

古沢委員

それと、経過では、議論がじゅうぶんされているとは限らないから、気がつけばいろいろなことが出てくるのです。中央部にフェンスで障壁をつくるということになれば、例えば最近報道されたように、2万六、七、八千トンクラスの大型の客船が相次いで入港してくると。こうした場合に7月1日以降、中央部でフェンスを設置していた場合に、この第3号ふ頭に、それでは大型客船が着くことができるのかという問題は、逆に中央部でフェンスを設置していたら、それは大きな問題だなというのは、最近またちょっと気になっている点ではあったのです。もし、中央部だとしたら、そういう問題は当然出てくるでしょう。

港湾部次長

今、古沢委員のご指摘のとおり、中間部分でフェンスを張った場合に、岸壁の方までフェンスを張らなければならないということになりますと、船の先端ないしは船尾の方が、一部フェンスのところにかかる場合もありますし、また綱取りの関係で、そこをまたいで綱取りをしなければならない、そういうような状況も考えられるところであります。

それと、先ほど基部の経過でございますが、私の方から若干補足させていただきますと、関係機関、税関なり、警察なり、そういうところとの協議の結果、今、基部の方に動きつつあるということですが、これは税関から保税地域ということもありますけれども、警察の方からも保安対策上、基部でというお話も要望としてはございました。

古沢委員

まとめに入ります。

去年の7月の予算特別委員会ですが、同僚議員が第3号ふ頭のことで質問されまして、イメージ図を参考として提供して質問しておられました。そのときに、企画部長、経済部長、港湾部長、そしてまとめた発言として市長が答弁されました。ちなみに紹介しますと、企画部長は港湾機能だけではなく、都市機能をどんどん持ち込むことを検討するとおっしゃいました。経済部長はどう言ったか。第3号ふ頭周辺は、大切な観光資源の一つだと。示されたイメージ図の中で議論展開をしたから、それらを指してですが、大切な一つの考え方だと思うというふうに答弁されていた。さすが港湾部長ですが、私、これが見直しましたと言ったら、たいへん失礼な話になりますので、イメージ図を真剣に拝見したと。そう言いつつ、港湾物流機能の充実が第一義的だというふうに、港湾部長は答弁されました。最後に、まとめ答弁、市長、第3号ふ頭、これを再開発して、親水機能、観光性を呼び込む、こういう施設にしたいと。来年度に向けて、つまり16年度に向けて国とこの第3号ふ頭の再開発について協議していきたいのだというふうに答弁されています。考えてください。この議論になっているときには、既にソーラス問題が市長をはじめ、関係所管では承知しているところでありましたし、今、問題になっている指定保税地域なんて、それ以前から当たり前の話。いろいろな網がかかっているのに、議会答弁では、こういう議論、答弁で、こういうことも去年7月行われました。

そこで、これは念のため、確認だけしておくことですが、指定保税地域の関係で、昨日お尋ねしておきましたけれども、関税法の第38条の第3項は、どういうふうに読み込んだらいいのですか。

港湾部次長

関税法の第38条でございますけれども、第3項のところでは税関長は指定保税地域内に障壁、その他これに類する

施設を設けることができるという規定がございます。この規定につきましては、税関の方に確認したところ、まだ最終的な返事はいただいておりますけれども、担当のところのお話では、この第38条の規定につきましては、義務規定ではないので、税関長にこういう施設を設置する義務があるという規定ではないと。それで、施設整備につきましては、先ほども港政課長の方から説明がありましたとおり、それぞれの基準の中で施設整備は港湾管理者なり、施設の管理者なりがしなければならないと。それを要件に指定をしているということでございますので、これらにかかわる施設整備につきましては、港湾管理者の方で設置すると、そのような状況になっているということでございます。

古沢委員

第38条の第3項をそのまま読めば、税関長は障壁、その他の施設について、指定保税地域と指定保税地域以外を区分するために、それらの施設整備をすることができる。することができるという規定は、しなくてもいいという規定でもなくて、これは法律の世界では、このできるをどう読むかというのは議論が分かれるところですけども、しかし、それらの施設をつくる場合に、第38条の第3項は明らかに税関長が施設整備をすることができるという規定なのでしょう。

港湾部次長

確かに、この規定の中では、そういう施設をつくることができるということになってございますけれども、税関の解釈は、指定保税地域の指定に当たっては、一定のそういう施設整備も含めた、そういう施設が整っていることが条件だというようなお話ですので、あえてこの部分で、税関長が改めて新しい施設をつくるということではないと、そういうような返事をいただいているところでございます。

古沢委員

それでは、何でソーラスの施設整備のときに、指定保税地域だからと乗り出してきたか、市の方から協議をしたかは別として、ここは指定保税地域なのだから、この基部からきちんと施設整備してくれと。既に、財務大臣が指定保税地域として指定した場所ですよ。その指定する際に、それらの整備をした上でなければ指定しないよというのではなくて、指定している地域です。その地域について明快に、さらにその他の地域と区別する必要があるような場合は、これは、税関長が整備しなさい、するというふうに第38条第3項は言っているのでしょうか。基部にどうしてもそうやって税関側としてそう言いたいのであれば、口だけ出して金も出さないというやり方は受けつられない。とっとも認められない。もともと中心部でフェンスを施設整備しようという考え方もあったわけだから、もう一回基部なんて報告で、ものが進むなんてことではないと。どうですか。

港湾部次長

税関の方とは、いろいろお話しさせていただいておりますけれども、まず税関の一つの解釈の中には、保税地域のこういう施設整備と今回のテロ対策における保安対策というものは、基本的に別物だと、保税地域の施設については、その保税施設の中にいたずらをされないような盗難だとか、そういうものを防止する施設ということで、今回、港湾管理者がやるべきテロ対策の施設というものは、別物だというような解釈になっておまして、今回、そういうものを整備するに当たっては、できればそういう保税地域という特性も考えて、そういうものを合わせて要望したいというお話ですので、これが基部でなければ絶対だめだというようなところではございません。だから、その辺は、まだ協議中でございますので、まだこの案は基部で最終的な決まったということではなくて、今、現時点でその辺を税関の方と協議をしておりますので、ご理解願いたいと思います。

古沢委員

終わりますけれども、今の答弁、極めて意味深長な答弁ですから、きちんと対応してほしいと思うのです。基部にフェンスが中心部から移動した大きな要因、原因は、指定保税地域だと。国側、税関側の意思が働いたと。これは明確ですから。そして、他の地域、いわば基部から手前まで緑地というふうになっているのだと思いますけれど

も、そこと区別、区分するために、指定保税地域として障壁等の施設が必要なのだ。それも言っている意味はわかるのです。私はそれが無礼だとか、けしからんという話ではなく、国としては、税関としては当然のことを言っているわけですから、それは税関長の財布でやってくださいと。それが、ソーラスでいう施設整備と兼ね合うのであれば、市の施設整備も、それでは一緒に協力してやりましょうとかというのであればわかるけれども、一切合財ソーラスで施設整備する際に、もともと税関長がやらなければならない施設整備を、あわせてそれに乗せさせてくれと、そう言っているだけの話でしょう、これだったら。だから、そういうことも含めて、これは途中経過だという答弁でいいですね。

港湾部長

今、いろいろお話出ておりますけれども、税関とのお話も確かにそういう一面はある。結論から率直に申し上げますと、今現在、協議中でございますので、さらに私どもとしましては、実際の今後の運用面ということもありますので、ですから、がんじがらめの考え方をもって、今日は中間報告という形で受け止めていただきたいと思えますし、これからも実際の先ほどの船の入港の状況もありますし、ですから、そういう今後の具体的な運用面、さらに我々としては検討すべき点もあります。今、税関、警察のお話も出ていますけれども、業界ともさらにまたフィードバックして協議を進めていかなければならない。非常にまだ時間がかかりますので、ですから、そういった意味合いでは、あくまでも、今日は中間的な現時点での報告ということでおさめていただきたいと、こう思っております。

古沢委員

去年の7月の議論がこうだったというより、なぜそんなふうなことを、しかも私自身の質問でないことを紹介したかという、やはりいつもこの第3号ふ頭、広くいえば港を、いわば市民の財産だと私は思うのですが、中でもこの第3号ふ頭を観光面からも市民に対して親水性をどうやって生かしていくかという、そういう使い方の問題にしても、問題になる、みんなが関心を持っているふ頭です。ところが、指定保税地域の網がかかっています。ソーラスの網もかかりました。しかし、再開発の国との協議に入りますなんていう答弁も平然とやる。こういう、何ていうか、表現悪いですがけれども、ちゃらんぼらん態度をとっていたら、ただ、無責任な対応としか聞こえてこないのです。

だから、問題なのは、今なぜ、これ基部ではだめなのかと言っているのは、中心部でいいという話ではないのですよ、そういう意味でいえば。けれども、中心部にすれば、あなた方が言っていたではないですか。潮まつりのときでも何でもイベントがあったときに開放できる。ところが、基部で仕切られてごらん下さい。第3号ふ頭に外航船何隻入ってきていますか。千七、八百入っているのではないですか。そのうちの約8割がロシア船籍、1割が北朝鮮船籍です。9割、これだけの数の船が、そのうちの500トン超は、約半分です。これだけが第3号ふ頭に入ってくる、第3号ふ頭だけに限りませんけれども、第3号ふ頭により多く入っているというふうに考えたら、入ってこないときとか、オープンにしましょうといっても、第3号ふ頭のパースの状態を考えると、しょっちゅう閉じているという状態ではないですか。だから、そういうことも含めて、きちんと議論して、施設整備についても、時間がないのですけれども、そういうことに腰を据えていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

自民党。

井川委員

改正ソーラス条約について

それでは、港湾部にお尋ねいたします。

まず、改正ソーラス条約についてですけれども、古沢委員から相当専門的にご質問があったので、私の方からは、簡単な質問でございますけれども、私の思ったよりはフェンスの設置が非常に短いのではないかと想着、それで、黄色い上屋の部分が壁を利用して、フェンスが要らないという話もお尋ねをすると、そういう答えも返ってまいりまして、その部分でどのぐらいそのフェンスの部分が、メートル数で設置する部分が減ったか、お尋ねしたいと思います。

(港湾)工務課長

ただいまのフェンスの延長でございますが、当初考えておりましたのは、各パースに並行してフェンスを引きますと、おおよそ3,000メートル以上のフェンスの延長が必要になったということでございます。それに対しまして、実際、パースを集約いたしましたり、あるいは上屋の壁を利用するというようなことで、約2,000メートル弱ということでございます。

井川委員

そうしますと、だいたい1,000メートル減ったわけですね。まだ、現段階では、毎日頭を悩まして、どういうふうにしたら一番いいかということで、皆さんたいへん苦労なさっているようですけれども、この1,000メートル減ったことによって、まだ入札してませんけれども、予算もわかりませんけれども、金額的にはだいたいでけっこうです、どのぐらい減ったかということ。

(港湾)工務課長

これ、入札等行うものですから、詳しい数字は言えませんけれども、当初は約2億円ぐらいの規模のフェンス等がかかるという予定だったのですが、1億円ちょっとというぐらいになるのではないかというふうに思います。

井川委員

それから、ゲートがだいたい私が数えたら、20個ありました。今のところ、きちんとコンピュータで管理するまでは、相当日数がかかると思うのですけれども、ここのゲートに20人人間を配置して、これを管理するのかどうか、こういう人件費について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

(港湾)工務課長

ゲートの管理につきましては、これから検討していくこととなりますけれども、すべてのゲートに常時人をつけるということではなくて、できるだけ少ない人数で、広い面をカバーできるような形で、経費の節減に努めていきたいというふうに思っております。具体的な数については、今後のこととなりますので、この場でお示しすることはできません。ご了承ください。

井川委員

それでは、ソーラス条約については、これで終わりたいと思います。

クルーズ船の経済波及効果について

新聞の報道によりますと、今年度は豪華客船が7隻ほど入港するという予定でございます。それで、相当な数の人間が見学に見えると思うのですけれども、だいたい経済波及効果というのですか、経済部の方にも関連があると思いますけれども、いかがなものでございましょうか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

運輸省でまとめた2002年に実施しましたアンケート調査の結果でございますが、クルーズ船が寄港した場合、その寄港地でお土産代、ツアー経費など、1人幾らぐらいの額が消費されるかという調査の結果、あくまでも平均ですが、1人1万2,591円という数字が出ております。この数字は小樽港に寄港した場合の数字でございます。あくまでも想定でございますが、これにその船によってだいたい300人から500人ぐらいとか乗ってきますが、500人規模が乗ってきた場合、おおよそ630万円ぐらいが小樽もしくはその近郊で消費されるという数字。またあと、数字は出ておりませんが、小樽に入った場合、給水料金とか、食料品の資材等購入費、そういうものがクルーズ船が寄

港した場合に、経済的な直接的な影響はあると想定しております。

井川委員

大変な数を、中央バスなんかはピストン輸送して、いろいろな領域にわたって経済効果が非常に大きいと思いますので、新聞の報道によりますと、いつかそれらしい船が入ったとき、隣のふ頭でもって荷役作業をしていたと。においも非常にきつかったし、頻繁に風に乗って粉が飛んできたりということで、不愉快な思いをしたと、そういう新聞報道がありまして、せっかくあのすばらしい船を見に来て、楽しみにしてらっしゃる。しかも、小樽にお金を落としていく方々に対して、非常に申しわけないと思うのです。それで、もしできましたら、一番大事な港湾、もっとも荷役作業は大事なのですが、そういうクルーズ船とか、そういう飛鳥とかそういうすばらしい船が入ったときは、できるだけ配慮をしていただくようなことはできるのでしょうか。

(港湾) 港湾振興室長

過去のことでそういったことが現実としてありました。そういった中では、我々港湾部と、それから代理店、船会社の方から受ける代理店、そういったものの連携が、やはり日ごろから必要だというふうに感じておりますので、前回の教訓を生かしまして、いろいろと早い時期から、わかった段階から調整していけば、そういった問題は起きないだろうというふうに考えてございます。

井川委員

それでは、港湾部の質問は終わらせていただきます。

広域観光の推進について

次に、観光問題をお尋ねいたします。

まず、広域観光の推進についてでございますが、こういう不景気な時代ですので、小樽は観光でなかったら生き延びていけないのではないかと思うぐらい、観光が大切な資源になっております。それで、滞在型観光ということ、私たちも伸び悩んでいるなという感じはしているのですけれども、広域観光と結びつけたそういう滞在型観光について、何か今思い切った発想というか、本当に今までにないような、何かすばらしい発想の転換がなければ、小樽は、このままで観光客の増えない、そんな状態ではないかなと思う昨今でございます。それで、そういうことについて、何かお考えがありましたら、お聞かせください。

(経済) 観光振興室企画宣伝課長

広域観光の推進の中で思い切った発想をということでございますけれども、広域観光につきましては、今般、観光行政の中で、ウエートの大きさ、小ささがあったかと思えますけれども、ずっと継続して広域観光を支援して、特に地域連携、そういうものも視野に入れた広域観光の推進を図ってきたつもりでございます。具体的に申し上げますと、平成12、13年度、2か年でございました後志地域での滞在型観光交流空間づくりモデル事業という国土交通省、当時の運輸省、日本交通公社、それと小樽市、後志地域との連携によるモデル事業の推進がございました。それを発展させて、平成14、15年度、この2か年で観光交流空間づくりモデル事業という形で、今度は国土交通省の全面バックアップをいただいて、進めているところであります。

これは、後志地域全体が広域で連携をして、観光の広域化を図っていきなさいよということでございまして、これにつきましては、平成16年1月にまとめられました後志地域観光交流空間づくりモデル事業のアクションプログラムというのがございまして、99事業、140本のメニューをそれぞれの市町村が検討し、市町村だけではございませんけれども、NPO法人や団体等々が出してきて、それを一つの目標として、今、広域連携を図っていくところであります。

今、井川委員からありました思い切った発想ということにつきましては、それらを組み合わせることによって、これまでになかった理想的な広域連携を図った観光を進めた観光事業というものが図られると思っております。

井川委員

これはたいへん思い切った発想といっても、なかなか難しいことだと思いますけれども。例えば赤井川あたりで、メロンだとか、あそこは食べ物のまちですから、スイカとかいろいろなものをつくって体験をして、そしてゆっくり1日あそこです。小樽ですと、だいたい半日も遊んだら、もう遊ぶところがないのです。どうしても札幌に帰ってしまうのです。そういう部分からいったら、例えば赤井川とか、そういうところで農業の体験をさせて、そして夜はゆっくり小樽で遊んでもらって泊まってもらおうという、そういうようなパターンにしたり、あるいはちょっと積丹まで船に乗って、ずっと行って、向こうに行って、何か釣りを楽しんだり、お昼ご飯ぐらい召し上がっていただいて、また船で帰ってきて、そしてまた小樽に泊まっていただいて、夜は小樽で遊んでもらおうという、そんなようなパターンで滞在型、そんなような考え方の方が何か潤うのではないかなと私自身が思うのでございます。そういう部分で、ぜひひとつ思い切った発想の転換をして頑張っていたいただきたいと思います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

今、井川委員のおっしゃった部分については、じゅうぶん受け止めているつもりでありますし、先ほど数字だけしか言いませんでしたけれども、99事業、140本の事業の中では、NPO事業といいますが、そういうところがやっている各種体験事業、それから今、ご提案もございましたけれども、農業者との観光の連携、ファームインと言いますが、そういうものの事業をさまざまに組み合わせることによって、思い切ったという言い方にはなりませんけれども、後志スローコリドー構想といまして、今までにないぐらい時間をかけて、じっくりと後志地域を楽しんでもらおうという理想に根差して進めておりますので、赤井川村と具体的な確約はできませんが、ファームインとか、それから漁村との連携による体験観光というの、いずれでき上がってくるものと考えています。

井川委員

期待をしておりますので、頑張ってください。

フィルムコミッションについて

それから次、フィルムコミッションについてなのですが、毎年、幾らかの予算で、だんだん予算も減らされていると思いますけれども、こういう例えば小樽を紹介するというので、今、全国で一番行きたいまちということで調査をしたら、若い人は小樽だということです。それで、小樽のいいところは何ですかと聞いても、小樽にいながら、さっぱり私も答えられないのです。そして、昔はやはりおいしい魚で、生きがよくて、安くて、これが食べたくて小樽に来るのだというのが私の考えだったのですが、今は全くそういうことが当てはまらないような小樽なのです。そういう意味からいって、何かフィルムコミッションみたいなもので、小樽をこんなすばらしいものがあるという、そういう紹介とかそういうものについてはできないものなのではないでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

現在、小樽フィルムコミッションの目的でありますところには、今、委員のおっしゃった地域のPRということが非常に大きなウエートを占めているものであります。本来のフィルムコミッション組織というのは、映像の誘致・支援ということで、地域がこぞって映像を誘致し、それを支援することによって、作品ができる。その作品を通して、小樽をPRしていくという、波及効果の部分を持っているわけですが、私ども小樽のフィルムコミッションにつきましては、ちょっと欲張っております、どちらもということで、宣伝経費を特に多くかけないでもテレビとか、それから映画とかで小樽という場所を売っていくことによって、認知度を高めていきたいというふうに考えているものですから、そういうつもりでこの事業は進めていこうと考えております。

井川委員

農業委員会の在り方の検討について

それでは、次は、農業についてお尋ねいたします。

行革の第3次実施計画に時代に即応した組織機能の見直しということで、農業委員会の在り方についての検討ということがありました。どのように検討されておりますでしょうか。

農業委員会事務局長

今、井川委員のお尋ねは、行革の2次の部分と3次の今後の在り方ということでないかと思えますけれども、まず一つに2次の検討結果というか、実施経過なのですけれども、平成14年7月の農業委員の一般選挙より、これは農業委員会で種々協議いただいたわけなのでございますけれども、22名から17名に、今、減員1人、11月で16名の体制になっておりますけれども、減員していただいたという、これは財政効果で平年度より240万円ぐらい効果が出ているようであります。それと15年4月1日にご承知のとおり、農業委員会と農政課と青果市場が1か所に集まり、農地から流通までの情報交換をし合いながら、農業振興に結びつけ、窓口の一本化を図ったということと、最近ではこの農業委員会でもんでもらったのですけれども、委員の報酬、これは当分の間、20パーセント削減ということ、これもやらせていただいています。

それともう一点、3次の行革の部分なのですけれども、ご承知のとおり、今、通常国会の中で農業委員会等に関する法律ということで、小樽に農業委員会があるわけなのですけれども、その中の必置面積という部分をこの法案の中で種々協議をしていると。そのほかにも5点、6点ございますけれども、この経過につきましては、昨年12月以降、農業委員会にも報告させていただいておりますけれども、この通常国会が議決されて政令等が発布された場合におきまして、小樽の農業委員会が、今までどおり的人员でいるのか、もうちょっとスリム化するか、農業委員会を廃止するか、この大きな問題というものが今後出てくるのではなかろうかなと、私は思っております。

井川委員

現在、正式なのと言ったらおかしいのですけれども、国で定めている360平方メートルですか。小樽は230平方メートルぐらいで農家として認められているということになっているのですけれども、軒数で何軒ぐらいございますか。

農業委員会事務局長

これはあくまでも15年度の農業基本台帳の調査でございますけれども、農家戸数が290で、農業人口は約600人、20年、30年ぐらい前から見れば3分の1ぐらいの減少になっております。

井川委員

年々減っているということで、ちょっとお尋ねしますけれども、そういう農家の方の後継者育成ということで、どのようにしていらっしゃいますか。

(経済)農政課長

農家の後継者の育成でございますけれども、農業は今、老齢化してなかなか後継者がいないと思うのですから、私ども講習会あるいは農業関係の講演会を実際に行いながらやっておるところでございますけれども、なかなか手がいないということで、我々は苦慮しているところでございます。

井川委員

それでは、青果物市場の総扱い量と、例えばボスフルとかの大手スーパーにどのぐらいの品物を卸しているかということをお聞きしたいのですが。

(経済)農政課長

扱い量ですけれども、実績で申し上げます。平成10年が2万5,056トン、平成11年が2万4,699トン、それから平成12年が2万3,518トン、それから13年が2万3,306トン、それから14年が2万1,429トンでございます。大手スーパー7店ほどありますけれども、市場経由率というものが北海道全体であるのですけれども、だいたい7割が卸売市場、中央市場を通して7割だというのが一般の通例でやっております。そうすると、今、だいたい4万トンぐらいとすると、だいたい3万トンが市場で、あとの1万トンが大手、あるいは直接市場を経由しないで持ってきているものだというふうに考えております。

井川委員

年々と扱ひ量も減っていて、ちょっと昔だったら若い方は安い野菜を買ったのです。中国製の野菜が物すごく安いわけです。例えば、長ネギなんかでしたら3本100円。ところが、現地で無農薬でつくったら1本100円なのです。3倍の値段して、若い人はその安い方を買ったのです。最近は食の安全ということを非常に若い方も大切にされていまして、私たち主婦なんかもそうなのですが、やはり無農薬で、できれば地元のものを買いたいという方が非常に増えている昨今でございますので、どんどん農政課から指導して、ぜひ地元の安全な野菜を買うように指導していただきたいと思います。そういう意味からいって、どんどん年々減っていますので、樽一なんかの指導も、しっかり頑張っていていただきたいと思います。提言ですけれども、よろしく願いいたします。

(経済)農政課長

今の前段でございますけれども、地産地消ということで、小樽の農協の青年部でも直販でサンモールだとか都通里だとか、あるいはかもめが丘団地に行きまして、実際に販売しております。また、忍路水車の会というものもありまして、直販業務を設けましてやっているところでございます。

さらに、教育委員会にかかわるのですけれども、給食でもできるだけ近郊の地産地消というものを、新鮮なものを取り扱うようにということで、私どもも働きかけていきますし、これからもそのつもりでやっていくつもりでございます。

井川委員

水揚げ総量について

それでは、最後ですけれども、水産課の方にお尋ねいたします。

沖合漁業、沿岸漁業の水揚げ総量を教えてください。

(経済)水産課長

沿岸漁業、沖合漁業の水揚げのお尋ねでございましたけれども、沖合漁業につきましては、沖合底引きの関係、あるいは船のトン数でいいますと、50トンから上というような意味合いでのお尋ねかと思うのですが、50トン以上の刺し網船、あるいは小樽を基地とする底引き関係、それとエビかご船、カニかご船、そういう部分が沖合漁業という考え方でございます。

沿岸漁業につきましては、大きければ20トン、30トンほどの船、共同漁業圏内の沿岸漁業ということで、総体62億円の漁業生産、60億円から六十二、三億円、年によってプラスマイナスがございますけれども、純沿岸的な考え方でいきますと、16億円、それが沿岸漁業ということで、差引きします四十五、六円が沖合漁業による漁獲高という形になるかと思えます。

井川委員

それで、小樽市内で消費量の割合は水揚げの何パーセントぐらいになるのでしょうか。

(経済)水産課長

小樽に揚げられます62億円の水産物の地元消費に係る割合というようなご質問でございますけれども、魚種によりまして、沖合底引きのスケソウ、ホッケの加工場向けですとか、沿岸のホッケやカレイ、あるいはウニなんかの直接まちの魚屋というところに配られる魚種あるいは魚種そのものの単価、カレイ1枚の値段とウニ一折の値段というのは10倍以上、100倍近く値段が違いますので、一概には言えないのかなと思いますけれども、経験値的に市場の担当をしている者の話なり、漁協の方にも聞いてみた結果という経験値ということではお含みをいただけるかと思えますけれども、沿岸が16億円という部分の約20パーセント弱、これらが小樽市内で消費されるだろうと。残り80パーセント前後のうち、50パーセントが道外です。残り30パーセントが札幌、旭川、そういう道内だという押さえでお含みおきいただければと思います。

例を申し上げますと、エビの関係なんかでいいますと、これは99パーセント、東京築地ということで、金額にして2億5,000万円前後毎年ございますけれども、毎日うちの市場にはJALのエアカーゴのトラックが来るというような形で、地元には一、二パーセントというような考え方だろうと思いますし、ウニについていいますと、けっこう地元消費がありまして、年間の総売上げのうち、3分の1が地元、3分の1がこれも航空便で東京、あと、札幌、旭川方面。魚種によって物すごく幅がございます。それと、沖合の関係について申し上げますと、底引きに伴います加工向け関係、これらについては、もうほとんど道内外ということで、10パーセントほどが地元に着る。底引きの関係のカレイだとかそういうものについても、ほとんど90パーセントが道外だというような形で、総体トータルすると、沿岸で20パーセントぐらい、それから沖合で10パーセントぐらいということがございます。

イカなんかの例を申し上げますと、小樽では夏イカという形なのですが、6月、7月の初めには地方から取り寄せて市場で売買をする。それがシーズンの7月に入ってくると、地元の部分がたくさん入ってくるというような形で、水産物、いろいろな品物すべて総体に言えるのだと思うのですが、自分のところで水揚げされたものだけでなく、地方の市場、それらのものからの取り寄せ品という部分がございますけれども、それらを総体合わせて市場としての品ぞろえ、あるいはお店への供給というようなことだと思います。

井川委員

私も驚いたのですが、積丹あたりでとれるイカは、ここの漁師でなくて、ずっと例えば内地の方からずっと九州の方から来ている、そんなところが多いのだと、そういう漁師がとって、水揚げをされていて、小樽は情けないかな、イカの漁師がいないという話を聞いて驚いたのですが、やはり何といても、地元で消費する量は非常に少ないのです。今、スーパーに行ってみますと、カナダだとかノルウェーだとかあっちの方のわけのわからない魚がいっぱいスーパーに並んでいるのです。ですから、魚といえども、地元でとれた生きのいい安心して食べられるようなものを食べたいと思うのは、私たち市民でございます。そういうわけでイカなんかの場合は、本当に私もびっくりいたしましたけれども、後継者の育成に、市は、たいへん財政難ですが、農業に限らず、漁業も少しお金をかけて、思い切って育成をしてみたらいかかと思っておりますけれども、ご意見ありますか。経済部長、いかがですか。

経済部長

先ほど農業の話もありましたが、もっといえば、小樽市内の商業、工業含めて、すべて後継者問題というのが最大の課題です。商店街の皆さんも後継者の方がいなくて、おやめになっている方もたくさんいます。市場だって同じです。そういう意味では、このまちの人口がどんどん減っていく中で、今、14万数千までになったときに、トータルとしてのパイがすべてが小さくなっていく中で、若い人が外に出ていくという現象の中で、すべての産業がそういう後継難。ですから、もう我が息子に跡を継がせる時代ではなくて、どこか外からの人でもいいから、この事業を継いでくれという、そういう時代に入っているのだと思います。農業も水産業も同じですから、そういう意味では、本州の方から来て農業なさっている方だとか、水産業なんかも本当はそういうところで、簡単に行けないようなしくみになっていますから、すぐ漁師やるといったってできないので、これはなかなか難しいのですが、そういう意欲のある方が来て、そういうものの規制をクリアしながら、跡継ぎをしていくという、跡を継いでいくというのですか、そういうようなくみというの、我々も勉強しなければなりませんし、当然漁組だとかそういう組織が中心になって、我々もお手伝いしながらしていかなければならないのかなというふうに思っております。

(経済)水産課長

私の方から漁業後継者の部分での難しい面、法的な問題ですとかいろいろお話がありました。参考までにもう一つだけ報告させていただきますが、これも雇用の問題に絡む部分でございますけれども、大日本水産会で平成14年から、離職者等を漁業就労するための支援事業ということで、国の補助金を受けて、漁業者になるための研修と申しますか、漁業の場合は組合員でなければならぬわけですが、漁業従事者という形から入っていただき、

将来漁業に従事していただくというような形での、国あるいは大日本水産会、北海道でいえば、北海道の方でそういう研修事業、これは沿岸だとか沖合だとかそういう部分、技術的な習得あるいは組合員となるための必要な知識というような形で、1次的には漁協での研修、2次的には沿岸と沖合に分けて、知識なり技術の習得。少しずつでございますけれども、今、ご質問にあった漁業後継者の対策というものは、国を挙げて、あるいは地方自治体、あるいは漁協サイドでもこの部分を受けて取り組み始めているということでございます。

見楚谷委員

ソーラス関係について

港湾部の方へ質問させてもらいたいなど。ソーラス関係で、今日は風が非常に強くて波が高いだらうと。恐らくソーラス関係の議会も、全国で今、相当あちこちでやっているのではないかなという気がするのです。というのは、やると思いますと、7月1日までには完成しなければいけない。これは小樽市だけではなくて、全国だと思っております。お聞きしますと、何か名古屋方面では70億円とか80億円とかというようなお金がかかるような話も聞いてみますけれども、小樽は6億円という形の中で進めている。もう3月も末です。あと3か月しかない。これからそれまでの工程みたいなものを教えてください。

(港湾)工務課長

施設整備の工程ということで、まず、ソーラスの施設、フェンス、ゲート関係等、監視カメラその他の監視システム、大きくそういうふうに二つに分かれるのですけれども、全体的にこういう工期のない中で、全部が7月1日の条約発効までには間に合わないということです。

見楚谷委員

フェンスの部分だけでいいです。

(港湾)工務課長

フェンスの部分につきましては、4月の中ぐらいの入札ということで、6月いっぱい工程を考えています。

見楚谷委員

さっきもお聞きしてましたら、何か1,000メートルぐらい短くなったからということで、何とか間に合うのかなという気がしますけれども、先ほど古沢委員の方からもお話ありましたように、客船の部分がいろいろあります。それ以外にもあります。これは、道新の記事を読ませてもらったのですけれども、5月から6月までに豪華客船5隻入港なのですが、これの入港時期、それと滞在期間、どうですか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

今年は延べ7隻来ます。それで、まず5月26日、シルバーシャトーという船が入りまして、同日に出航いたします。6月22日、クリッパー・オデッセイという船が入りまして、またこれも同日、出ていきます。6月27日、日本丸が入ってきまして、また27日に出ていきます。7月30日、飛鳥が入ってきまして、同日出ていきます。9月2日、日本丸が入港しまして、翌日出航いたします。9月13日、飛鳥が入港しまして、同日出航いたします。また、9月25日にパシフィックピーナスが入港しまして、同日出ていきます。現時点で押さえている予定ということで、また、近くになって変更もありえるということです。

見楚谷委員

今、ほとんどの船が朝入って、夕方には出るという形でしょうけれども、1隻だけ、日本丸、これが、入って次の日に出ていく。あまりにも慌ただしく来たり入ったり、出たり入ったりするので、もう1日2日いてくれば、ゆっくり小樽観光してもらえるのかなという気がするのですけれども。当然、これは皆さん方おりると思うのです。乗ったままというわけにはいかない。先ほど、ご説明いただきました。まだ案なのですけれども、これは第3号ふ頭に着くのでしょうか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

現在のところ、第3号ふ頭で考えております。

見楚谷委員

第3号ふ頭に着くということは、要するに7月以降に来る船は、フェンス内というか、フェンスの向こう側に入る。そうしたときの対策なのですけれども、当然、観光客が市内観光に行きますよといえますと、ゲートがありますので、そこを通過していくという形になりますよね。それは当然、そこに監視員なりがいるのでしょうかけれども、例えばお客さん方が買物したり、帰ってきたとき、そういうときは例えば持ち物検査をするとか、そういうものというのはあるのですか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

これはクルーズ船の場合、2種類ございまして、内航船という形、日本国内を回ってくる船、それはソーラス条約の適用にならないというのがまず一つです。外国に小樽港を起点に出入りする場合、それは外航船ということでソーラスの対象になると。現在、内航船の場合、仮に客船しか入っていないと。ほかのロシア船とか北朝鮮の船が入っていないというようなケースがあった場合は、当然、フェンスはあるのですが、ゲートをオープンにするというような状態も可能です。それはそれとしまして、基本的な持ち物検査というものは、その船に乗船するときに、その船自体の保安の関係でやられると考えております。

見楚谷委員

そうすると、ゲートをくぐるときには、内航船に関しては、そういうことはしないのだという理解でいいのか。外航船は当然するのでしょうか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

持ち物につきましては、ゲートの場面では検査をしないということで、話は聞いてはおります。

見楚谷委員

ちょっと待って。そうしたら、何のためにするの。

(港湾)港政課長

内航船の場合は、もちろんソーラスの対象でございませぬので、そういう必要はございませぬけれども、外航客船という扱いになりますと、ソーラスの適用対象になりますので、ゲートでの出入りのチェック、それから旅客船の場合は、今、政府から示されている案の中では、手荷物の検査もその港湾管理者の方で行えというふうな指導もございまして、我々は機械等も持っておりませぬので、その辺明確にどのようにやるのか対応は、税関の方とも相談しなければならないなというふうに思っておりますけれども、対応自体はそのような手荷物検査、それから出入りのチェックというのは、必要になってございます。

見楚谷委員

当然、それがなかったら、意味がないですよ。

そこで、予算特別委員会のときの武井委員の質問とちょっと違ってくると思う。あのときは、第3号ふ頭の件で、真ん中から下半分あいているという形でなかったものだから、答弁が違ってくるのかなと思うのだけれども、小樽の場合は潮まつりという大きなイベントがありますよね。あれのときには、弾力的に考えてという形で、ゲートは開けるという形になるのだろうか。その辺、もう一回。

(港湾)港政課長

予算特別委員会のときも答弁した経緯がありましたけれども、まず今、フェンスをどこに張るかというのは、中間部に張るのか基部に張るのか、これから検討していかなければならないことですが、潮まつりをはじめ、いろいろなイベントにつきましては、できる限り、これまでと同じような形で開催できるように、いろいろ柔軟な

対応をしてみたいと思っております。例えば、外航船が第3号ふ頭に入っている場合は、基本的にはゲートは閉めて、出入りの管理をしなければならぬというふうになりますけれども、その辺も日程的に、前々からわかっている話ですから、その辺はその時期に合わせて、外航船は別のふ頭にシフトするなり、できるだけゲートがフリーにできるような状況をつくり出して、お祭り、そういうイベントの開催に支障のないような形で、開催できるようにしていきたいと考えております。

見楚谷委員

確かにソーラスというのは、海外との関係の部分でテロ対策というふうになるけれども、例えばさっき言った内航船なんかでも入ってきたときに、ゲートをオープンにしますよね。テロというのは、外国だけでなく、日本のよくない人間がオープンになっているから、ちょっとそこに、例えば何かを置いておこうとか、そういう可能性もあると思うのです、フェンス内に。そういうのというのは、当然、パトロールだとか、それから国際条約だから、そんな簡単にオープンにするような形にはならないのではないかなという気がするけれども、どうなの。

(港湾)工務課長

このたびのソーラス条約の基本的な部分ですけれども、確かに委員おっしゃられるように、本当にテロリストが日本で何かをしようということになれば、別に港に限らず、駅ですとか、いろいろな部分でできるわけですね。今回のソーラス条約に関しては、できれば空港のように一切港に何かをされないようにするということは理想なのですけれども、実際に日本中の港を空港のような管理はとてできないというようなことで、まずは、とりあえず、外国船が入ってきて、その船にテロリストが攻撃を仕掛けられないように、その船を守ると。ですから、港を守るとかということではなくて、その港に来た外国船を守るというレベルの今回の範囲なのです。そういうことなので、外国船が着いていないときには、別にそのふ頭を守る必要はないということになります。

見楚谷委員

何を言っているかわからないのだけれども。そもそも、このソーラスというのは、要するに外国航路だとかそういう船を守るための恐らく最初のあれですよ。それで、今回はそういうテロ対策を含めて、港湾関係もやりましょうというふうに話したのが、それで改正になったと、私はそうだと思うのです。そうした場合には、要するに国内の荷物を積んだりなんかして船があちこちの港に行くわけです。そのときに、さっきも言ったように、よからぬ人間がその船を何とかしてやろうという気があれば、オープンしていれば、チェックされるわけではないから、自由に入出りできるわけです。そうしたときに、例えば、船に直接持っていくのではなくて、倉庫の陰にもどんと置いておかれて、中に乗っている悪いのが、それと一緒に持っていったらどうするのだという話です。こういうふうになると、ソーラスの意味がないだろうと。ゲートを開けたり閉めたりするのは必要になってくるのではないのかなという、そういうのがあったものですから、今、質問させてもらったのです。

それと、弾力的な運用というのは、絶対にありえないと思うのです。条約ですから。小樽市のお祭りがあるからそんなものは開けてくれとか、閉めてくれという話には実際ならないと思います、私は。だから、この間の予算特別委員会でも、部長が武井委員に対して、弾力的に運用があるからという話をされていたので、これは違うのではないのかなという気がちょっとしたものですから、今、聞いてみたのですけれども、もう少し勉強してから質問をもう少し詳しくやってみたいなと思っておりますけれども、そのときはよろしくお願いします。

港湾部長

先ほどの弾力的、柔軟的に対応したいという言葉は確かにこれまでも使ってきております。それで、私どもやはり業界の方々、関係機関の方々とお話ししている中で、第一義的にだれのための港なのかと。利用者のための港であるべきであろうという基本的な考えを持っているわけです。そうしますと、港湾を利用する関係者、船会社も荷主、実際に港湾に張りついている企業の皆さん、本来的には、けっきょくそういう方々のための港であるわけなのです。ですから、本末転倒になってはいけないという部分も、一方では頭の中ではあるわけです。そういう意味

で、実際上屋倉庫にフェンスをその前に横にした。そうしますと、トラックの搬入搬出ができない。そうしますと、いったい何なのだと。港湾機能を発揮できなくなるわけですから、そういう意味での本末転倒はあってはならないだろうと。

ですから、先般から申し上げているように、業界の方々とかなり協議させていただいております。そして、少しでもというよりも、最大限日常的に港湾作業に支障が出ないような形、やはりこういう形にまずすべきであろうと。一方では、国から、今、示されております保安対策の具体的な施設の位置づけ、これをどういうふうにしてやらなければならないか。そして、さらにはこの小樽港を、観光地との位置的な部分で運河に非常に近いということもありまして、第3号ふ頭の問題がどうしても避けて通れない。親水性との整合性、こういうものがあるものですから、道内の他港と比べまして、実は小樽港は話題性が非常に高いのです。ですけれども、我々としては、必要な施設については、これから国内法も整備されるということですから、法律違反ということは行政としてはできないであろう、当然そういう立場である。ですから、いろいろ複雑に絡んでいますけれども、やはり本末転倒にならない形の中で、そういう小樽ならではの部分もありますので、その辺の整合性をいかに保持しながら、整備をしていくかと。時間がない中ですが、これは作業を進めていくという考えでございます。

見楚谷委員

部長の考えは本当にわかるのだよ。だれのための港かということはわかるのです。今回のソーラス条約は、そういうものを断ち切るための条約なのですから。だから、そういう点では、日本で、この辺もまだしっかりしてきていないから、何とも言えないのがたくさんありますけれども、しかし原本読んでみると、相当厳しい規制が入っています。それこそ監視カメラもそうですけれども、自動なんだか装置もつけるとかという話にも、実際には、条約を締結する国に対してはなっているのです。そういうようなこともきていますので、私は相当厳しい状況の中で、このソーラス条約というのは締結されて、日本国内を挙げて、実際に7月から始まるというふうに思っていますので、これはまた、これからも勉強させてもらいます。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

斉藤（陽）委員

雇用問題について

一般質問の関係で、まず雇用問題について伺います。

労働力の過剰な分野から、今後成長が期待できるような分野への雇用の誘導を図るという、そういった観点で、お伺いしました。小樽市の場合、食品製造加工あるいは社会福祉関連、美容、介護関連又は情報技術関連ということで、成長が期待できる分野というふうな答弁があったわけですが、この緊急地域雇用創出特別対策事業をそういった期待できる分野に集中させて、そういった産業を重点的に振興を図っていくというような、そういうお考えはございませんか。

（経済）商業労政課長

ただいまのお尋ねの件でございますけれども、いわゆる交付金事業につきましては、市の行政目的を達成するため、行政課題を解決するために必要な事業について実施しているわけでございます、一般枠の中で、市がそういった食品製造加工業だとか、観光関連産業並びに福祉関連産業、そういった分野に市の事業として、創業というか、そういったものは現時点では難しい状況にはあります。ただし、旧交付金事業、平成13年以前の事業の中においては、福祉関連の中ではヘルパーの研修だとか、そういった研修事業も認められておりましたけれども、平成14年度からの新交付金事業の中では、そういった研修事業というのは、該当にならなくなったという状態にあります。ただし、政策枠の中で平成15年度から実施しております観光基本計画の策定にかかわる部分、そういった事業をやっておりますけれども、それは直接的には、そういった関連性はないにしても、間接的には、そういった観光関連産業への雇用創出を図るためのものというふうには、理解しているところであります。

斉藤（陽）委員

そうすると、初期のころにやっていた、いわゆる観光関連の施設の個店の担当者が、小樽の観光のいろいろな研修をするだとか、検討をするだとか、あるいは観光ガイドの方からのそういう能力向上といったような事業というのは、今の雇用創出特別対策事業としては、メニューの中には入らないという考えでいいですか。

（経済）商業労政課長

平成14年度以降、国の方のそういった条件が変わって、そういったものは該当にならなくなったという部分もございます。先ほども申し上げましたように、逆に政策枠の中で、それとは別の形でのメニューというのはございますけれども、なかなかメニューに対応する小樽市の事業というのは、現在あまり出てきていないという状況でございます。15年度につきましては、政策枠で4本ほど事業がございましたけれども、そういった事業の中で、例えば小樽市の産業動向調査だとか、産業遺産発掘状況データベース構築事業、それと先ほど申し上げました観光基本調査実施事業、これは小樽市の観光基本計画策定のベースとなる観光客の動態調査だとか、市民観光意識調査等を実施するわけなのですけれども、こういった事業が間接的にはそういったものにつながっていくのかなというふうには考えております。

斉藤（陽）委員

何かちょっと難しく、逆に、いい方に改善されたいのですけれども、雇用創出という観点から、本当に身近な部分から考えると、やりづらくなったような、そういった感覚が強いのですけれども、もうちょっと範囲を広げまして、いわゆる産業振興という部分も含めて考えまして、以前、地場産業振興会議というのがあって、現在は地域経済活性化会議ということになっているのですけれども、この部分の検討内容で、特にこの雇用創出という部分で有効な検討というのは、されていますか。

（経済）産業振興課長

現在、地域経済活性化会議が行われておりまして、その下に三つのワーキンググループが設置されております。その中で、今回、第1回定例会に五つのメニューを出させていただいております。その五つのメニューは、400万円ということを出させていただいておりますが、それがすぐ雇用に結びつくのかということ、一概にはそう申せませんが、一つは香港マーケットリサーチということで、今年の10月から11月を予定しておりますが、現地、香港に行きまして、市場調査と事前調査をしまして、どんなものが香港で売れるのかという部分を調査しながら、現地に向かうという事業と、その前段にホームページの中国語版と英語版を作成しまして、現地に向かう方々のホームページをそちらに行く前に作成するというので、それと従業員と経営者の皆様がより小樽を知っていただくということで、ホスピタリティ事業ということで、市内の観光施設等を知っていただくという事業で、また、東京の銀座地区にありますけれども、そこでアンテナショップということで、行わせていただく事業などを考えておりまして、直結して雇用に結びつくとかは一概には言えませんが、香港へマーケットリサーチで行きました後、その市場調査をしたものを持ち帰りまして、地元の企業の皆様に新しい製品開発をするという部分では、そこから実際にしていきたい

というような部分で、雇用も生まれてくるのではないかと考えております。

斉藤（陽）委員

先ほどのフィードバックをして製品開発に役立てるといふようなこともありうると思うのですけれども、地場産品のホームページでの情報発信、こういった部分もあるというふうには伺ったのですが。

（経済）産業振興課長

今、お話しになった中で、技術と製品のデータベース化をしております。また、その技術データだけではなく魅力を持って見ていただけないということで、地場の、例えば歴史的建造物が、どのような背景で、それから現在どのような形で活用されているのかという部分も、調査をしながら、データベース化をしてホームページの作成、つくり込みをしております。約1,200社になるのではないかと考えておりますが、その中では、この大きな目的の一つとしましては、販路開拓というものを目指しておりますので、ここでは広く皆さんに知っていただくような形でオープンにしまして、それに基づいて地元の企業の皆様の販路が開拓されるような形で、それによって、一概には申せませんが、雇用にもつながるのではないかと考えております。

斉藤（陽）委員

例えば、一例といいますか、私の知っている範囲でなのですけれども、市内のガラス工芸の分野では、全国的にいろいろな富山だとか、東京だとか、各地からけっこう若い方、意欲ある方が市内に来ていまして、そんな何百人という話ではないのです。けれども、一つ一つは二、三人ぐらいの、どちらかという小規模な工房であっても、非常に意欲ある若い方が市内の各所でガラス工房を開いて頑張っているという部分もあります。あと、吹きガラスだけでなく、いろいろなもっと細かい細工というのですか、バーナーワークとか、あるいはグラヴィールとか、ダイヤモンドポイントというような、でき上がったガラスの加工をするような、そういった分野もあるわけですが、そういうことも含めて、相当意欲のある若手がいろんな分野で市内で頑張っているのですけれども、そういったものを、もっといわゆる観光客だけではなくて、広い各活動といいますか、いろいろな今の販路拡張といいますか、そういった販路ガイダンスといった意味でも、そういったものを網羅したようなホームページを充実するということは、ひいては雇用につながるという意味で、非常に有効でないかなという、地味だけれども大事だという気がするのですけれども、どうでしょうか。

（経済）産業振興課長

委員のおっしゃるとおりでして、私ども約1,200件の中には、製造業を中心としまして、かなり各方面、卸小売も含めた中で、今、ガラスの関係をいいますと、20件まではいかないですが、入力させていただいております。その中では、今後ともそういう意味では、ぜひいろいろなところに話しかけたいと思っております。

また、小樽市内の動向を見ますと、平成14年5月から専門家による相談窓口を開設させていただいております。その中で創業に関するところが、14年度が93件で、15年度は今年2月末までで56件ということになりかなり多い中で、創業に関するところが43件来ておまして、そのうち、1年未満のも合わせますと、16社が立ち上がっていると。これは1人2人又は3人4人でやっておられる方もありますけれども、小樽の中の起業家という部分では、たいへん重要なことだと踏まえておまして、16年度につきましても、起業家の動向調査を実施したいということで、1人2人であっても、ワンランクアップ塾などを行うことによって、サポート体制をとらせていただきたいと思いますと考えております。

斉藤（陽）委員

そういう創業というのですか、業を起すという起業家、あるいは新分野への参入ということの支援をするということは、非常に大事なことだと思います。

そして、もう一点、昨日、予算特別委員会の方でも議論されていたようだけれども、特区という考え方の中で、今回の特区申請というのは、公的施設の給食業務の民間委託、そういった部分の申請だと思いますけれども、こう

いう特区の考え方を雇用に結びつけるという、そういう方向性というのですか、即というわけではないのでしょうか、そういうことも雇用に観点を絞って、何か対策を練っていくという必要もあるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

(経済)商業労政課長

特区構想と雇用創出の関係なのですけれども、給食の民間への委託ということで、そういった委託業者の場面においては、新たな雇用の創出というのは、当然出てくるというふうに考えてございます。一方で公的機関での雇用がなくなるという部分もございまして、プラスマイナスゼロにはならないにしても、そういった問題があるのかなとは私自身は考えておりますけれども、特区構想と雇用の創出をどのように結びつけていくのかというのは、今後の課題というふうに認識はしております。

経済部長

本会議でもご質問がありまして、たいへん難しい課題ではあるのですけれども、今、ありました特区のお話を含めて、従来の雇用対策でなかなか風穴をあけきれないという現状の中では、我々も財政的に厳しいものですから、今やれるとすれば、今、ありました構造改革特区とか、それから地域再生でいろいろ提案が国の方から出ていまして、こういったものに積極的に手を挙げていくというのが、我々の方針です。こういった制度をうまく活用して、その中から、新たな事業展開、何かできないかというようなことを考えていまして、今の福祉のまちづくり推進の特区の関係も、給食の関係ですけれども、これは一つの可能性はあるだろうというふうに思っていますし、それからもう一つは、小樽商大のビジネススクールのビジネス人材育成特区と申しますが、あれも実はちょっと上がっていたのですけれども、今、まだ内部留保の段階になっていますけれども、あれもある意味では起業だとか創業だとかビジネスプランという意味では、たいへん大きな雇用に結びつく特区の分野だと思っていますので、これも大事な部分かなと。

それから、先般の土地再生モデル事業の中でやりました屋台村、あるいはF C。特に屋台村なんていうのは、ああいった形でやった実験事業が、次の事業展開の姿も見えてきているということも含めれば、そういう意味では小さいながらも新たな展開というか、新たな雇用創出に向けて波及が生まれているという理解もしていますので、そういうものをうまく使いながら、次の雇用というものをまた目指していくと、そんな検討もしてまいりたいなということですが。

斉藤(陽)委員

こういう非常に経済情勢が厳しい実態になっていますので、あらゆる施策を雇用という観点からもう一回洗い直して、ぜひ進めていただきたいと思います。

商店街の在り方について

次に、質問を変えますけれども、これも一般質問の関連なのですが、商業動向調査と申しますが、これと来街者聞き取り調査、これとの関係なのですが、まず1点は、品ぞろえという部分で、一般質問での質問の言い方が悪かったのだと思うのですけれども、いわゆる市場にある若者向けだとかという対象を絞った新商品の品ぞろえという部分で、そういった部分がふじゅうぶんだというふうに聞こえたかもしれないのですけれども、そうではなくて、むしろ日用雑貨、日用品の通常必須アイテムと申しますが、一般的にそろっていて当たり前だなどという、そういった商品について、従来の商店街あるいは市場で、その部分に穴があるのではないかという観点だったのです。お客さんにとっては、自分が欲しいと思っていた商品が、そのお店の中になかったというのは、なかなかショックというか、ひょっとするともう行けない、行かないというぐらいになってしまう、そういうけっこうお店に対してのマイナスイメージとしては大きいものです。ですから、そういう部分で、特別な商品がなかったというのはやむをえないかもしれないのですけれども、わりと普通の商品がこの店になかったという印象を持たれるということは、個店にとっても、また、その商店街にとっても、悪いイメージがくっついてしまうという意味で、注意しなければなら

ないのではないかなど。そういった部分についての研究も必要だなと、そういう意味だったのですけれども、どうでしょうか。

(経済)佐藤主幹

今、委員ご指摘のことについては、確かにそのとおりだと思います。それで、実際の面で行きますと、商店街のこういった個店というのは、大型店にはかなわないというのははっきりしておりますけれども、今おっしゃいました、例えば日用雑貨なり、日用品なり、普通一般的に商店街の中にあるであろうという商品がない場合、それで今の形でいきますと、中心部ではこういう日用雑貨がドラッグストアですとか、100円ショップですとか、それからコンビニなんかでも一部販売しているようでありまして、なかなか価格帯の面とかいろいろな面で個店、個店が品ぞろえを下げていると、そういう面はあるかと思えます。ですけれども、中心部の商店街であれば、その商店街の中のお店で、ここはなくても、例えばここのお店にあるよという形で、商品を検討できるということが必要だと思いますので、商店街につきましても、そういうお話はしていきたいと思えます。

斉藤(陽)委員

もう一点、来街者の部分で、7ページと8ページあたりに、来街目的を聞いたところなのですけれども、いわゆる買物をしに来たというふうに目的を答えている人の中で、食事という部分は6.2パーセントしかないのです。それから、別に買物ではないと。買物でない目的で来て、ついでに買物という部分の人もいるのですけれども、その人たちに聞いた場合についても、その部分の食事というのは、4.3パーセントなのです。商店街というところは、いろいろな買物をしてちょっと一服しようというか、疲れたなといって休むところ、あるいはもうお昼になったから食事しようと、夕方になったから晩ご飯もという、そういった飲食の部分というのは、非常に商店街として大事な要素だと思うのですけれども、ここで6パーセントとか4パーセントとか、非常に低率になっているということは、なかなか致命的というか、相当厳しいなという気がしたのですけれども、この辺はどうですか。

(経済)佐藤主幹

今回の小樽市消費者動向調査につきましては、黄色い方の来街者聞き取り調査というのと、それから特に若い人を中心にしてアンケートでお答えいただいたお買物アンケートと、この二つに分かれていまして、対象者が若干異なります。こちらの黄色い方につきましては、50代を含めて、だいたい60代、70代、高齢者中心に。それからお買物アンケートは、中心が30代、40代で、20代から40代までで85パーセントを超える回答率。ですから、こちらとこちらの内容では異なりますけれども、今、お尋ねのあったのは、この黄色い、中心部の商店街にいらっしゃる来街者、特に高齢者の方のお買物動向についてのお話だと思います。実際には買物目的で来た方が約半分、そして買物目的以外で来た方についてお買物する方も約半分ですので、だいたいいらっしゃった方の4人に3人は何らかの買物をしてお帰りになると。ただ、食事についてはほとんどないということなものですから、その辺は時間を消費する商店街としては、極めてよくない傾向かなと。といいますのは、こちらの青い方のお買物アンケートなのですけれども、若い方は商店街にいらっしゃっていない。その方が最終的には14ページの方で商店街や市場が今後重視すべき方向という中で、家族連れが楽しく安心して時間を過ごせる場、こうおっしゃっている。いわゆる、利便性の高さも一つありますけれども、時間を消費できる場、そういうことを述べられています。その中で一番考えられることは、買物目的でいらっしゃいまして、おっしゃるとおり、疲れたらお茶に入ったり、食事をするということが、極めて重要だと思いますし、その後に考え直して、またお買物をなさることもありますので、そういう方向性は商店街にもずっとお話ししています。

例えば、都通り商店街なんかは、おととい、真ん中辺の銀座ボタンの向かいに、かつてニットサロンノヂとあったのですけれども、そちらが閉まった後に、商店街として何とか大家にかけ合いまして、イタリアンレストラン、パスタとピザのお店を入れています。

それから、現在、ミキセレクションの跡があいていますけれども、あそこの部分が白方酒造の歴史的建造物の建

物なのですが、あちらの方も方向性としては、何とか飲食を入れて、それから市内のお客さん、観光客を引っ張り込みたいという考えの下でいっていますので、商店街としてもいろいろと頑張っている。

ただ、難しいのは、商店街の中に大家がいらっしゃれば、話はつくのですが、商店街の中に大家がない。例えば札幌とか東京とかそういう場合においては、なかなか大家とのやりとりの中で方向性を持っていけない。大家の方はあいているところはどんな業種でも業態でも入るのなら入ってくれという方向性なものですから、その辺も商店街の方で鋭意大家と折衝していただくようにということで、ミキセクションの跡についてはお願いしているところです。

斉藤（陽）委員

市としても、そういった部分の手助けができる部分とありますが、民間でいろいろと工夫してやられているのでしようけれども、その中で支援できる部分は、ぜひ積極的に応援していただきたいと思います。

食肉検疫指定について

最後になりますけれども、食肉の関係で1点だけ、お伺いをしたいと思います。

食肉検疫の指定港が苫小牧港も指定されるということについての問題なのですが、いろいろな経済効果、経済合理性を考えると、いつまでもその経済合理性に逆らった規制を既得権だというだけで、いつまでもしがみついている、そういう考え方というのは基本的に後ろ向きということになってしまうと思うので、どこが指定を受けようか、うちの方がいいよという、そういう打ち出し方が一番強いと思うのですが、どういう場合でも、今現在の場合、その状況というのはなかなか厳しいということで、小樽のメリットをつくっていくというそういう立場から考えると、従来の釜山経由の積替えというものを、上海積替えに切り替えるということでの小樽への集荷というか、そういった部分、その可能性、あるいはいろいろ難しい問題点もあるというふうなことなのですが、この点について、いかがでしょうか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

確かにいつまでも既得権ということで、苫小牧港を反対できないという中で、今後、小樽市として何をやっていくかということも考えております。現在、小樽が食肉の関係でターゲットを絞っているものは、羊肉、ニュージーランドから来るラム、マトン、その関係をぜひ小樽港に揚げたいということで、今年動いていきたいと考えております。そのポイントとなるところが、東京の輸入商社、さらにニュージーランドから釜山、もしくは京浜に肉を運んできている船社、商船三井なのですが、その2社に対してどういう仕掛けでどういうふうにアプローチしていくかということが、まずとりあえず考えていかなければならない問題だと思っています。その辺のことは、小樽商工会議所、冷凍事業協会、また港湾関係業者、その辺と、近々というかも既にやり始めているのですが、近々にどういう形で具体性を持ってそういうところにアプローチしていくかということ、まず考えていきたいと思っています。それとともに、今、中国から小樽にコンテナを運んでおります神原汽船、そちらの方とともに、どういう仕掛けでコンタクトをとっていくかというものを考えながらやっていきたいと思いますが、ただ、今、上海、上海と言っていますが、もう一点、貨物の流れというのは、香港ということもございます。逆に釜山ではなくて、香港経由にして小樽港に持ってくるという方法もあるのではないかと、想定もされます。だから、いろいろ想定される部分もありますが、最終的には荷主の東京の商社、商船三井、この辺が、要するに経済性というものではなくても時間的なメリット、これはあくまでも小樽に入って、消費地が札幌に近いというメリットはございます。それと、経費の問題であっても、これは苫小牧から持っていくということより、小樽から持っていく方がいいという有利性もございます。ただ、一つ問題であったのが、もう一つに安全性というものもございまして、中国が口蹄疫で汚染地区であるということで、万が一、コンテナの封印とありますが、シールと言われているのですが、コンテナ閉めたときに封印します。そして、ニュージーランドから持ってくる時も、北海道の日本の税関で検査するときに、それが破られていたら、中国を経由したコンテナは輸入できないということになりますので、その安全

性という問題をどうやってクリアするか、また話し合っていかなければならないということで、今後考えております。

斉藤（陽）委員

そのシールが破られるということは、現実問題、けっこうあることなのですか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

めったに破られることはないという話は聞いておりますが、過去、やっている実績の中では、1年に1本ぐらいはあったというような話は聞いております。

斉藤（陽）委員

要するに、ポートセールスのセールストークの問題になるのだと思うのですが、今、答弁いただいたことで見れば、そのシールが破られた場合に、輸入できなくなるデメリットというよりも、経済合理性といいますが、上海ないし香港で積替えをして、小樽港にというふうに考えた方が合理的ですよ。時間的にも非常にメリットあるといった部分を押し出して、船社に売り込んでいくということが必要になると思うのですが、その勝算といいますが、見込み、可能性はどんなものなのですか。

（港湾）港湾振興室横山主幹

今、自信を持っていけますとは言えない部分があります。確かに、経費的なものでいけば、先ほど言いましたが、船会社と東京の商社がニュージーランドから日本に持ってくるまで、船運賃、特別安い価格で持ってきているという話も聞いております。逆に上海経由が、今、商船三井はございません。これが違う船会社に頼んで持ってきてもらっても、その価格の競争性が出せるかどうかというものも、今後話を詰めていかなければならないもので、その見通しについては、今、この場ではお答えすることは難しいと思います。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

民主党・市民連合。

山口委員

ちょっと予定外でしたけれども、ソーラスについては皆さんがご質問されたので、私のところはちょっとだけ触れたいと思います。

ソーラス条約について

まず、21世紀プランの第3次実施計画の中で、小樽港の整備というところで、コンテナ施設の維持管理と、第3号ふ頭基部開発の推進といったことで1億1,000万円、これ、3か年ということでのっています。この3号ふ頭基部開発の推進という、これは何か調査の事業でも始められるのか、内容について教えてください。

（港湾）工務課長

この14ページの内訳なのですが、66ページの小樽港の部分ですが、その港湾関連施設の維持管理ということで1億1,000万円を上げております。それから、第3号ふ頭基部の方は、合同庁舎建替え計画を念頭に置いた本市ならではの水辺の交流と空間との創出ということで、まだ現在金額は上がっておりません。

山口委員

港湾計画の中で、第3号ふ頭の親水性を考慮した整備というのは、ずっと上げているわけですよ。けっきょく、例えば調査にも入らない。今回、降ってわいたようにソーラスの問題が起きてしまったわけですよ。それで、フェンスなんかも立てると。例えば、先ほど古沢委員がけっこう質問されていたように、この第3号ふ頭そのものが保税地域になってしまっているということですよ。今までもずっと保税地域になっているわけですから、要するに第3号ふ頭をいわゆる再開発でやろうとする場合には、保税地域を外さなければだめですね。その検討という

のは、もうされていて、例えば小樽港のふ頭はいろいろ埋め立ててつくって新しくしたわけですがけれども、機能が非常にもう複雑になっていて、煩雑になっていて、もう少し合理的に港湾の他の利用の仕方を一回検討した上で、その中で、例えば保税地域については、第3号ふ頭は港湾計画の中で地域性を出せるように再開発するというふうな方針を決められたわけですから、この辺については、例えば、どこかに移すような計画も含めて、当然練られていないといけないとは思っています。それについて、今後、これは予算が入っていませんが、今までどのぐらい調査をされて、いずれ移す必要があるわけですから、その辺について、何かお考えがあれば教えていただきたいと思えますけれども。

港湾部次長

今、山口委員のご質問ですがけれども、港湾計画において、第3号ふ頭の親水性ということで、将来的には旅客船パース等も含めた対応、計画を考えてございますけれども、これの一環として、中央地区の再開発、要は第2期計画、第1号港町ふ頭と第2号ふ頭をドッキングさせるという、この部分の再開発も含めて、トータルで考えている港湾計画でございます。現在、中央地区の2期計画が中断しているという中で、将来的にはそちらの方に第3号ふ頭のそういう倉庫の機能を移すという港湾計画の考え方もございまして、そういう中で、今、中央地区の2期の埋立工事が中断している中で、なかなか現実的に移していく部分がないというところがございますので、今後、今、既存の物流活動、それから第3号ふ頭基部の合同庁舎の問題、そういうものも含めて、また、一定の時期になりましたら、そういう検討もしていきたいと、そのように考えています。

山口委員

確かに、私も港町ふ頭と第2号ふ頭を埋め立てて一つにした計画をずっと持って、図面にしたものもあるのですがけれども、せんだって予算特別委員会の方で、共産党の北野委員がおっしゃってございましたけれども、小樽港に国の方が重点的に予算を配分するようなことがないのではないかと。石狩湾新港というのは、重点的に予算配分する部分があっても、国の方針が変わってきているのではないかと。そういう中で、私は第2号ふ頭というのは、観光振興室の方でロケセットなんかを展示されたり、古い倉庫でけっこう趣があると思うのです。ある意味では、第2号ふ頭と第3号ふ頭については、市長もおっしゃっていましたが、駅前から第3号ふ頭までに至る、これをシンボルロードとして、いわゆる小樽の観光のシンボルになるようなものに施設整備をしていくのだと。そういう中で、中央通も該当するわけですから、そういう意味で、確かに今よりも大きな計画がすぐ進行すればいいのですがけれども、観光は待たなしですから、そういうふうに動きが港湾部と経済部との連携が悪いのかどうか知りませんが、そういう感じがするわけです。ですから、もう少し現実的に対応を考えられて、特に第3号ふ頭については、保税地域になっているわけですから、それをいずれにしても、総合的な計画の中で考えられるのはわかりますけれども、もう少し現実的に考えられて、できる限り、そういうことでどこに持っていったらいいのかを、具体的に上位の計画、大きな計画を無視してとはいいたしません、手直しをした中で考える必要があるのではないかと私は思います。その辺の柔軟性のある考え方をお持ちではないのですか。

港湾部長

ただいま、第3号ふ頭あるいは第2号ふ頭のこの基部も含めてお話がありました。私ども、決して港湾部のみだけで、なしえる話ではありません。隣にいる経済部や企画部や関係部、これは常に連携をとりながら、協議をしていくところでございます。まず、これを第1点に申し上げます。

その中にありまして、今、第3号ふ頭の問題につきましては、指定保税地域という道内でも函館と小樽だけなのです、こういう政令で指定されているのは、そういった中で、非常に重みがあるわけでございます。それでもう一つは、現在、第3号ふ頭につきましては、物流機能が現実的に活動している。そして、荷役作業が現実に行われているものですから、そういった物流と人材が混入している状況、これはもう今さら申し上げるまでもないのですが、これをどういうふう将来的にシフトするのかと、我々行政体以外の関係団体の方でいろいろとお話しさ

れている部分もあるようでございますけれども、やはりこの辺は我々としても当然主体者として、今後、勝納ふ頭までの部分も含めて、まず、どのように小樽港全体を物流機能あるいは親水性の関係も当然含めながら、将来的なビジョンを策定していかなければならないと。これは今定例会の中でも自民党の議員の方の一般質問にも実はありました。そういった形で、私どもは当然小樽ならではの文化あるいは歴史、周辺環境と調和した形での港づくりを進めていかなければならないという、こういう観点にも立っております。

それで、先般行われました都市再生モデルという調査、こういったこともいろいろな角度から、そして幅広い市民の方々からの検討が、今、いろいろなふうになされている。これは皆さんご存じだと思いますけれども、そして、このたび完成する中央通から先ほどもお話がありました。そしてこれを新都市軸といたしまして、新たな交流拠点、当然おりてくれば港が見えるところというようなことを、いかに動線を張っていくかということも、当然考えなければなりません。

そして、この基部全体の問題、今、3次実施計画のこの問題が出ましたけれども、確かに予算計上されていない。なぜかといいますと、ご存じのとおり、合同庁舎の建替え計画が従来からあります。でも、現実的にいつの時点で、どのような規模の建替えが行われるかということが、国からまだ明確に示されていないと、こういったことがありまして、それがなければ、私ども今現在、合同庁舎の建替え、場所は旧日本農産跡地ということで、国にも強く要請しているところでございます。総合的に一体的な整備をしていかなければならない立場にありますので、パーツ、パーツの部分で進めていくというふうにはならないと思うのです。

ですから、そういった意味で、まず、確かに港湾計画上の問題はありますけれども、まず身近な部分での将来ビジョンを策定して行かなければならないと、こういう観点に立っております。ですから、総合的にこういう問題につきましても、多少時間がかかるにしましても、とにかく物流との現在の問題も、当然これは避けて通れません。ですから、この辺をどういうふうにして話し合っていくしながら、関係の方々とおるべき姿というようなことを、将来展望に見いだしていきたいと、こういうふうを考えております。

山口委員

開建の築港技術の方でも論議が、以前にお決めになる前に、港湾はどうあるべきかということで、小樽港の第3号ふ頭を含めて、親水性を持たせる計画と、あとは小樽港の基本形態の改善というか、復興支援というか、そういうものを議論して、多少なりとも知識を得られたわけですがけれども、その中に小樽市も入っていただいて議論しているわけですね。今もなされていると思いますが、そういう中で、議論されながら、ある程度市民の皆さんにいろいろお示しができて、言ってみるならば、これは夢なわけですから、ある意味では、期待がされているわけですから、そういう部分を一日も早く具体化されるように、ぜひともお願いしたいと思います。今の件について、何かご意見あればお聞きしたいと思います。

(港湾)港湾振興室長

今、山口委員の方からお話ありましたように、港湾部署で持っております港湾空間アドバイザーの会議、私どもも参加させていただきまして、そのことにつきましては、昨年まではそのアドバイザーがまとめた意見ということで、一部地元の企業の方とのお話合いがないというような話もありまして、国の方ではそういった方たちと改めて第3号ふ頭の在り方、それからクリアランスの考え方、そういったお話がその後進んでおります。

そういった中で、私どもも、先ほど部長が申しましたように、将来あるべき姿を、いろいろな方に意見を聞くということでやってございます。事務方といたしましては、今すぐそういった形ができないというようなことで、先ほど見楚谷委員の方からもお話がありましたように、観光船が来たときにどこに着けるのだということになると、やはり第3号ふ頭というようなことを前提にしてやっていって、一つずつ、この第3号ふ頭に親水性を持たす。確かに今、私の方からフェンスの問題は言えませんが、基本的にそういった部分の中で、中央通からという部分を、ひとつインパクトを持ちながら、港湾部としましても、横の連携がないということではなくて、いろいろや

っていますので、もうちょっと時間をいただきながら、ただ、実際問題とすれば、いろいろな活動の方法があると思いますので、そういったことを念頭に置きながら、実践をしていきたいというふうに考えております。

山口委員

それで、先ほどの見楚谷委員のお話にも関連しますが、基部の方にたぶんゲート、フェンスで話をされているなと思うのですが、ほとんどこれ、例えば北朝鮮の船とかロシアの船とか、保税地域の第3号ふ頭のところにこういうものができる、停泊していますよね。だから、そうなる、言ってみれば、ゲートの管理もほとんど常時監視でやらなくてはならないということになるのではないですか。

(港湾)港政課長

ゲートの監視は、まだ正式には決まっておりますけれども、一定の時間帯に、それからたぶんこの時間帯、今、考えているのは、人を立てて監視をすると。深夜から早朝にかけては、機械警備についても検討してまいりたいというふうに考えております。

山口委員

ソーラス条約の本意からすれば、例えばテロリストがロシア船に入っていく、何か爆発物を仕掛けるとか、北朝鮮の船にそういう被害を加えるというようなことというのは、ちょっと想定ができませんので、そういう意味から、確かに外航船ですけれども、四角四面に考えないで、例えばアラスカ航路に客船が行くのだということになれば、それはそういうようなこともいると思いますけれども、ほとんどの船がロシア船と北朝鮮船籍ですよ、来るのは。それに対してソーラスで、ほかの何と言うかわからないですが、こういうときはゲートを開けておいてもいいのではないかと思うのですが、その辺柔軟におやりになればいいと思いますし、国の方にも要するにソーラスの、いわゆる条約の趣旨からすれば、そこまでやらせるといったら大変なわけでしょう。管理だって大変だし経費もかかるわけですから、ちゃんと国とその辺のことも含めて、調整をこれからいろいろどうされるかをお決めになるでしょうから、ぜひとも実情をやはりお話を、ここは名古屋とか横浜とかとは違いますから。だから、柔軟に運用できるように国の方と調整をしていただきたいのですが、その辺どうですか。

港湾部次長

先ほどから部長の方からも管理・運営の仕方につきましては、ある程度できるものはできる範囲でもって柔軟に対応したいと。先ほどから何回か言っておりますけれども、そういう対象となる船が着いたときの警備体制というのは、国の方から相当厳しいことが言われております。ただ、船が着いていないとき、それではどうなのだという話につきましては、まだ具体的に国の方からも示されておられませんし、その辺、今までいろいろな形で相当数の船が着いておりますけれども、今後そのイベントだとか、そういう部分につきましては、一定程度ほかの場所に船をシフトするとか、そういう保安体制の要らないような状況も考えられるのではないかと。その辺、国の方と協議をしながら管理体制を検討してまいりたいと、そのように思います。

山口委員

イベントのことではなくて、ロシア船籍の船とか、北朝鮮船籍のほとんどはこの辺に着いて常に来るわけですから、そういうものについては、船が着いていけば厳密にこれはやらなければならないというのは、国の話だというふうに聞いていましたので、だから、国が想定されている保安、要するにこれはテロ対策ですから、今、小樽が現実持っている、例えばロシア船、北朝鮮船籍が多くて、それでもアメリカに行く船と同じようにやってやということを、本当に国が求めているかということ、それは確かに求めているといえ、そのとおりにやらなければいけないかもしれませんが、実情はたぶん、そんなこと把握していないでしょう。ちゃんと説明して、そういうときは柔軟に対応したいと思うがどうか。まして、第3号ふ頭については、親水性というか、ある意味では札幌の方は海がないわけですから、第3号ふ頭に来て、ぼーと海を眺められる方もいらっしゃるわけですから、そういう意味で、外航船がアラスカ航路で行かれるような船が入ってくる際には、それなりにそれはある程度する必要

あるけれども、特にある意味では圧倒的に多いロシア船や北朝鮮船籍が入っているときなんかは、逆に彼らの方が、かってに町中をうろついていることがあるわけですから。要するに、船に危害が加えられるような攻撃を前提にしているわけですから、そういうふうに見ると、ちょっと解釈が同じではないのではないかと思いますので、その辺も国に訴えて、柔軟な対応をしていただきたいという趣旨の質問なわけですが、いかがですか。

港湾部長

ロシア船、北朝鮮の船というふうに限定されておりますけれども、私、率直に申しまして、国会に今、新たな法案が出されている。それに対する審議がなされているのか届いてこない。地方に届いてこない。これが今までの流れからすれば、法案を出して、予算も出して、具体的な指針が出て、そしてこうすべきだというお話が本来のストーリーとしてはなっているわけです。これが全く、今までと全く違って逆なのです。それで、全国100何港かの港を全部共通の問題としまして、非常にこの辺の今のお話が、当然どこかの議会でも皆さん同じようなふうに審議されていると思うのです。それで、私ども答弁する立場といたしましては、率直に申しまして、苦しい、切ない、やるせない、いろいろあるわけです。

そういった中で、この問題、そうしますと、実際に外航船がどこかのバースに入ってきた。そうしたら、船が入ってきたときの安全対策を講じなければならないというのは、これは基本なのですけれども、そうした場合に、船には人が、必ずクルーが乗っている。乗組員は、ロシア船の場合は夜、夜中も出るかもしれない。買物も出る。飲み食いする。そういった場合、どうするのだと。管理運営体制の問題に、まさにかかわってくるわけです。この辺が私どもも、昨年来から国に対して、このケースの場合はどうなのだと、あのケースはどうなのだと、かなりの項目で質問を私ども独自のみならず、道内の重要港湾の12港、協議会を持っているものですから、全体で出しているわけです。それに対する明確なお答えが来たというのは、もう数少ないというふうに言ってもいいと思うのです。最近少しずつ出てきましたけれども、そうではないのですよ。

ですから、そういう目に見えない、あまりにも不透明な中で、作業をしなければならない。しかも7月1日からというお話ですから、非常に大変なのですけれども。ですから、そういった意味合いで、何を言いたいかということ、もう少し国の方でもがっちりやっていただきたいということと、それと我々は今まで示された分、お答えが来た分ではやはりやっていかなければならない立場でありますので、この辺は、今申されたように、国とのやりとり、我々もさらにやらせていただきますし、もう少し明確にしていきたいということも申し入れながら、さらにこれは働きかけていかなければならない。そして同時にやるべき必要な部分については、我々はやっていかなければならない立場にあると、こういう現時点での状況でございます。

山口委員

いずれにしても、4月から工事を始められるということで、この審議もほとんど新聞報道で若干触れられておりますけれども、開けてびっくり玉手箱で、要するに基本的に市民が見て、これはやっぱり仕方ないやと、合理的な理由があるなということで納得してくれるような形で、運用も、またフェンスの設置もされることと思いますので、たいへん苦労されるでしょうけれども、頑張ってくださいと想います。港湾に関しては、これで終わります。

赤井川村の特區について

次に、農政課にお聞きしますが、前回の委員会でも赤井川村の特區の問題、農村再生特區的件で申請をされたというものですけれども、これがこの間の新聞の報道で、これちょっと待ったということで、たいへん喜ばしいと思っています。特に広域観光との関連で、私は、赤井川村の30アールの新規営農というのは、新規就農者を迎え入れることができるということで、相当緩和をされた計画でございまして、これはファーム・ツーリズムとの関係で、小樽も相当いろいろメニューを一緒になって考えていけるのではないかと思います。その辺について、ある程度詳しい情報を持っておられるのであれば、教えていただきたいと思います。特區がだいたいどこら辺で、どのぐらいの区域でやられるのか。

(経済)農政課長

赤井川村の特区は今言われましたとおり、下限面積を30アール、3反で農業の農地の経営ができるとなっております。それで、赤井川村の面積、私、資料持っているのですけれども、1,000ヘクタールぐらいの耕地面積があって、だいたい173ヘクタールぐらいが遊休農地化しているという中で、今、先ほどの井川委員の新規就農だとか、担い手にもかかわる問題なのですけれども、少しでも新規就農者を増やしまして、魅力ある農業・農村を形成するために、構造特区申請をしたということでございます。

ちなみに600世帯ぐらいありまして、120世帯ぐらいが農業にかかわっているということで、基幹産業なのですけれども、ここでもやはり高齢化、担い手がないということで悩んでいるという部分があるものですから、いろいろありますけれども、合併の話もありますけれども、そういうような状況です。

山口委員

赤井川村は広いのですけれども、どこの区域かはわかりますか。

(経済)農政課長

これは赤井川村全地域であります。

山口委員

全地域。

(経済)農政課長

全地域です。

山口委員

そうですか。

それに関連して、広域観光という立場から、どういうことが想定されて、小樽の観光の幅をウイングを広げることができるのか。その期待を私は持っていますが、企画宣伝課長にその辺の広域観光をいろいろやっておられる立場で、お考えがあれば。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

先ほども述べさせていただきましたけれども、特に今は赤井川という話ですので、赤井川村というのは、私どもの小樽からは30分程度で行けますよというふうに、小樽市としてもPRをさせていただいておりますリゾート地があります、リゾート地と言っていいのかどうかは別ですが。そういう観点と、一方では、広大な農地や牧草やそういうメルヘン的な要素を兼ね備えた風景を持っているということがありますので、小樽観光にとっても、非常に高いメリットがあるのだらうと思います。今農政課長が言っていましたけれども、遊休農地が173ヘクタールあって、それが農村再生特区ということで認定をされたとなると、もちろん村民以外の方々の入村というのでしょうか、そういうことも可能というか、考えられますし、その方々が必ずしも観光に関連するかどうかというのは、これは村の考え方もありますからわかりませんが、いずれにしても、私どもとして、期待ということでの質問でしたので、期待したいのは、そのファームインというのが、後志地域の中でそれぞれの町村の中の一つの地区、一戸、もしくは一家とか、そういうところで繰り広げられているだけのものですから、これが広範囲にわたって、ファームインができるようなエリアが確立されるとしたら、小樽のみならず後志観光にとって、非常に有益なものになるというふうに考えます。

山口委員

しりべしiネットがありますよね。それと、小樽の場合は、観光誘致促進協議会が、ホームページを持っていますから、例えば、新規就農者というのは期待できるのは、道内のも当然でしょうけれども、今、都会には、例えば、フリーターが450万人と言われてますね。それから、高齢者ですよね。特にリストラされた方とか、60歳でも元

気な方がたくさんいらっしゃるわけですから、そういう方々がみんな、自然に親しんで、趣味で農業しながら余生を暮らしたいとか、新たな何かそこで就労の機会を見つけて、例えば、ファームステイなんかをやって収入を得て、農村で収入は少なくてもいいから暮らしたいという方のニーズがたくさんあるわけです。そういう情報、どこでやっているかという情報を基本的には都会に発信されていないものですから、なかなかそういう機会がないというふうに考えられると思うのです。

小樽はブランドですから、ホームページのアクセス数も多いわけです。赤井川村のホームページで出したとしても、ほとんどアクセスされないでしょうから、行政区分が違いますけれども、広域観光の立場から協力をして、ぜひとも赤井川村の商工振興課ですか、商工課の方とお話をされるような機会を持って、協力をして、情報発信というところも含めてやられたらいかかなと、そういうものについては、我々も市民運動がいろいろありますけれども、協力をしたいと思いますので、そういう連携をやってほしいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

赤井川村の方で、先ほど答弁させていただきましたけれども、アクションプログラムというのが広域の方でモデル事業でつくったものですから、その事業の一つに赤井川村が事業主体となってメニューが出ております。広域関連ハード事業ということですから、村が自主的にそういうことを問いかけていこうということメニューとして出しているのですけれども、これは、農業伝承園の設置という名称がついております。これは今、考えられているのは、体験援助、体験補助、自然体験、農業体験を親しめるような農場を3ヘクタールの広さを持って、管理棟を設置し、そこで村内の宿泊施設に滞在する。村内の宿泊施設に滞在する旅行者の体験型観光の拠点施設として、観光客の受入れを検討してまいりたいという方向づけが出された。こういうメニューというものの発信が、今、山口委員のおっしゃいます、農業の担い手にもつながる可能性があるかもしれないかということでございますので、もちろんそういう観点だけでいくかどうかは別としても、そういう観点を踏まえた上で、この滞在型モデル事業の一つの事業であります。i ネットというところを使って、そういう面の発信というのもしていかなければならないというふうに考えています。

山口委員

小樽の観光はいろいろ課題があるのですけれども、私は経済部が観光関連でいろいろな事業をおやりになっていることについては、たいへん敬意を表していきまして、一生懸命やられているなというふうに思います。雪あかりの路の中でロケセットの公開とか、もう一つ中央市場で屋台村をおやりになったわけですが、担当の方はたいへん苦勞されて、それをセッティングをして、市民の皆さんもいろいろ働きかけをされて、そういうことをしておられたと思うのです。小樽の市場は、南樽市場はなかなか頑張っていると思いますが、ほかの市場については、非常に苦勞をしていらっしゃる。商業振興の方でもいろいろご苦勞されて施策をやっていらっしゃると思いますが、あいている、これも単純ではないと思いますが、中央市場に関してうわさを聞いておりますけれども、そういう空き店舗とか、あいている市場、この情報発信を何とか小樽の不動産業界と組んで、それを、例えば、小樽市のホームページでも、誘致協のホームページでもいいのですけれども、そういうものを利用して、不動産情報を流していくと。いわゆる外の人々が小樽に対して興味を持って、そういうふうな金額なら私も商売できるなど、そういう形で特に商店街なんていいところは少ないわけですし、今言われたように。私は意外と中央市場周辺の梁川通なんていうのは、魅力ある地域だと思うのです。小樽の方は意外と、あそこについては考えられないかもしれませんが、外から見られると、ああいうところは観光資源だと思うのです。あと、旧手宮線沿線のところ、これは地権者、権利関係を含んでいると思いますけれども、あんなところでも商売したいなと思う人いると思うのです。だから、そういうものを当然、ネットを使えば写真もつけて出せるわけだし、そういうものを全国に情報を開示して、それで不動産仲介もしてもらおうと、そういうプロの人を入れて、活気をつくっていくこともできると思うのです。そういう

取組をされた方が、私は、言うてみるならば、先ほどの斉藤陽一良委員の、後継者対策の一番いいヒントになるのではないかと思うのですけれども、その辺のアイデアについて、私はすぐ取り組めるとは思いますけれども、何か問題点があるのか、お聞きしたいと思うのですけれども。

(経済)佐藤主幹

商店街の空き店舗と、それから市場の空きコマについては、今月まで一応小樽市が経済部が担当するというところで、来月から会議所の方に、この仕事が移管されると。

山口委員

どこが管理するの。

(経済)佐藤主幹

商工会議所の方なのですけれども。

山口委員

会議所にかい。

(経済)佐藤主幹

と申しますのは、会議所の方でTMOとして、空き店舗情報のホームページを立ち上げていますので、そちらの情報とリンクしていくということで、みずから向こうでやっていただくと。それで、現在、空きコマといいますが、市場の方の情報は載っていませんので、この辺もじゅうぶんに載せていただくということを含めてPRしたいと考えております。

山口委員

何か佐藤主幹、あまり頑張りすぎたか知りませんが、逃げの姿勢に入っているのではないかということで。商店街の空きコマなんかは私はいい、こんなことを言うと怒られますよ。正直言って、東京の人は商店街で商売しようとは思わないのです。要するに、どこでもあんな商店街はありますから。小樽らしいところというのは、意外と山の手、緑町の商店街とか、それから梁川通とか、この日の出商会の通りとか、ああいうところの方がいけると思うのです。そういうところの情報というのは、ちょっと住んでみなければわからないのです。きっとちょっと住んでもわからないでしょう。そういうものを調べて、あいていれば、例えば家主がだれで、こういう要件なら貸しますよとか、改装自由ですよとか、居抜きで貸しますよとか、そういうものを小樽に来ないとわからないのではなくて、インターネットがあるわけですから、流すようなことはできるのではないかと。そういうような、市に担当を置けとは言いませんが、そういうことを商業振興とか、商業労政の中でやってほしいなど、商工会議所にやらせても何もできないよ、これ。

だから、機構改革をされるそうだけれども、そういう中で出張って行って、今回何がよかったかという、役所はだいたい机に座っているのですけれども、佐藤主幹のように、細かく動いて、出張って行って説得をして、それで政策を実現するというは、これはもうこれからの行政に携わる方の必須条件ですから、そういうことを本当にために、佐藤主幹だけでなく、木村課長にしても、東田課長にしても、小原課長にしても、ほとんどが出張って、言うてみるならば、民間といわゆるパートナーシップで一生懸命やられているわけですよ。そういうふうなことが、どの分野の、どの課でもされないと、これは政策の遂行というのは難しいと思うのです。ですから、そういう意味で、商工会議所に任せるといっては私は納得いきませんので、どこに言ったらいいかわかりませんが、言うところを教えていただければ、そこに私ねじ込んでいきますから。とにかく政策と一緒に考えて、今のような話も含めて、ぜひ検討をしていただきたいと思います。経済部長、何か、その辺で感想ありましたか。

経済部長

どちらかという、今までラップしてやっていた仕事を、かなりコンパクトに効率的にということで、空き店舗の関係はお願いするということになりました。ただ、それは全部商工会議所にお任せするというのではなくて、そ

うのような事業として、ホームページを持っていますから、そこに入れるのは商工会議所をお願いしようと。ですから、我々は当然、今後も商店街あるいは市場も含めた空き店舗対策というのはやっていかなければなりませんし、だから、お話がありました、今回の中央市場の動きを含めて、商業担当の主幹を置いていますし、そういう意味でも朝から晩まで出て、地域の皆さんとか商店街の皆さんと交流やっていますので、この辺はもうこれからもどんどんやっていく必要もあるし、経済部というのはそういう職場だと思っていますので、外へ出ながら皆さんと本当に意見交換をしながら、できることから一つずつという形でやっていきたいなというようには思っています。

山口委員

観光基本計画における庁内の連携について

今、観光基本計画を策定中ですよ。何か緑の基本計画も今年度から策定に入るという話を聞いています。僕は、緑の基本計画は土木部ですけれども、観光にとって、緑の確保はたいへん重要で、緑の街路というか、そういうネットワークをつくっていく必要があると思っていますので、その辺、役所内での連携ですよ。今、機構改革もされますけれども、その機構改革の中で、どのように生かされていくのか。そういう部署間の連携、なかなかうまくいってなかったと思うのです。例えば、こういうものを見ると、縦割りで基本的な予算をどんどん部局がつくって上げていって、トータルのものになっていくというのでしょうか。国もそれでやっているわけですよ。地方行政もそれでやっているわけですよ。けっきょくプランごとの連携がなくて、いわゆる人のところに口出すなということになっていると思うのです。それが、基本的にばらばらな形になっている。特に今の財政は非常に厳しいわけですから、やっぱり重点的にどの部署も絶対に必要だと、ここについてはやろうやというようなことにもなって、そこに重点的に投資をしてやっていくというようなことになると思うのです。そういう意味で、機構改革を支援戦略をきちんと立てて、それでステップアッププランでやっていくというのが必要になってくるわけですから、そういうところできっちり見直しをしてやっていただきたいと思うのです。

私は緑の基本計画にたいへん興味がありますので、観光基本計画の中でも、その辺の論議が、土木部等を含めておやりになるのか、また他の部署とも連携しながら、基本計画のまとめに役立てられるのか、その辺をどういうふうに現在考えているのか、お聞かせください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

今の山口委員のご質問でございますけれども、基本計画の中における庁内各部の連携ということだと思いますけれども、当初から観光基本計画をつくるに当たりまして、小樽市の企画会議というのが市長を中心に、それから市民を交えた観光基本計画策定委員会を設置してということで考えておりました。そこに至るプロセスの中で、当然、今、山口委員がおっしゃるような例えば緑の基本計画、それから都市計画マスタープラン等々、お互い連携を図る必要がじゅうぶんにあるということは、当初から考えておりました、近々といいますか、来週の月曜日ですけれども、庁内検討会議を開いて、基本計画策定のコンセプトといたしましうか、基本的な考え方、これを現時点での私どもの考え方をお示しさせていただくという予定をしております。

山口委員

機構改革で、聞いたのですけれども、まちづくり推進室ですね、そこが言ってみるなら、今までの企画部の役割をしていると。要するに、いろいろ選択の中核本部というのは、どこになるのですか。都市戦略を立てる中核というのは、今まで、市長部局でいろいろ構成されていたと思いますけれども、今度はどこになるのですか。それは、ここで聞くことではないだろうと思いますけれども。

経済部長

わかっている範囲でお答えしますが、従来、戦略という意味でいうと、政策部門担当は企画部という形の中で、企画調整、企画推進という担当でやってきています、今までの流れでは。この4月の機構改革の中で、建設部の中にまちづくり推進室、総務部の中に企画政策室という二つのセクションができます。これは従来も建築都市

部の中にあつたまちづくり推進という立場もあつたのですけれども、それらを今、企画で持っている部分のかなり具体的な事業だとか、ハードの部門はそちらに移行する。ですから、そういう意味ではまさにある意味でのプラン、将来的な物の考え方についての企画政策室というところで一定の仕事をしていく。具体のハードあるいはもう少し短期的な、そういうものはまちづくり推進室、たぶんこういうすみ分けにするのではないかなと、そういうふうに思っております。

山口委員

今回、ずっとソフトについては、特に経済部は一生懸命おやりになって、相当なメニューを持って、また戦略を持って、進められてきていると思うのです。ただ、問題はハードの整備がどうも方向性が違うというか、それに対応してやられていないのではないかというふうに思っているわけです。ですから、ぜひともいわゆる技術部局、土木部とか建築都市部とか、港湾部もそうでしょうけれども、基本的にはソフトを主に、ここソフトの方は予算も全然ないのですけれども、ハードの方はいっぱい持っているわけですが、これが有効に使われたいいけないわけですから、言ってみるならば、都市戦略の中でも観光産業というのは、非常に重要な産業になっていますので、それを基本的にはぶら下がっている産業もいっぱいあるわけですから、そういう意味で、もっと発言力を、この委員会も何か島流しで、ほかにいつもなっていますけれども、そういうのではなくて、力を持って、政策の立案の中心になっていっていただくように、ぜひとも頑張ってくださいということをお願いをして、質問を終わらせていただきます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

市民クラブ。

森井委員

天国の本屋のロケセットについて

一つ目は、天国の本屋のロケセットについてお伺いします。

収録された後に、今までいろいろな形でロケセットが活用されていたと思いますので、その活用をどのようなことがあったのかということと、今後どうなるのかをお伺いします。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

映画のロケセットの活用の経過と、今後の展望ということとだと思いますけれども、これまでの活用実績、もちろん映画のロケ地として、8月から9月にかけて約40日間ロケセットの中でカメラが回っていたと。その次に、一般公開という意味での活用でございますけれども、これにつきましては、後志広域の観光の魅力を発信するというイベントが今年2回目だったので、しかし「しりべし魅力展」というものがありまして、10月11日から13日の3日間でございますが、そこで10時から4時まで公開をいたしました。そのときは621名の観覧者というか、入館者がありました。その次に翌週になりますけれども、パシフィックピーナスが入港した、海洋丸が寄港したということがあったときに、2日間公開させていただきました。この2日間で1,248名の入館者がありました。3回目は12月13日に、試験的なのですけれども、あの中で音楽ライブができないだろうかということで、道央圏、小樽の人もいらっしゃるのですけれども、そういう若手のグループが、どちらかというと個性的なアーティストなのですが、その方々がやってみてもいいよというお話をいただきまして、ライブをやってみました。そのときは入館者は100名でございます。一番直近でございますが、今年に入っての雪あかりの期間中の都市再生モデル事業調査事業の中で2月6日から2月15日の10日間、これは4時間の開放でしたけれども、2,048名ということで、公開させていただいております。トータルで4,017名、1日平均250名ということで、当初ロケセット200名ぐらいかなというふうに思っておりましたけれども、はるかに大きく超えておりまして、相当の方々に見ていただいているとい

うふうに思います。

また、今後の展望ということでございますが、映画の全国一斉ロードショーが6月5日ということで決定しております。その映画公開中は、残していきたいというふうに思っております。残しておきたいというのは、私ども小樽市というよりも、小樽フィルムコミッションが株式会社松竹の方から、あのロケセットを、今、預かっているという状況でありまして、その映画公開後、松竹と小樽FCと小樽市と三者で協議をして、できれば保存ということ考えているのですけれども、そういう方向でロケセットの活用、また展開を考えていきたい思っております。公開以前の予定でございますが、今、松竹の方から非常にありがたいお言葉をいただきまして、せっかくなかったロケセットだから、あそこで本来ならば、映画の初日に舞台あいさつというのがございます。それをもし小樽で先行公開について、皆さんが理解を示してくれたら、実現したい。そのときには、そのロケセットの中で、マスメディアを全部入れて公開してあげたいというふうに言っていたいておりますので、これは我々としても、ぜひ実現したいというふうに思っております。

森井委員

私は、このロケセットというのは、ふ頭の活用の一つの可能性だと思っております。もちろん、松竹の方からさらに残していただいて、何とか別な形で活用していくというお話であれば、もちろん当然残していくべきだと思いますが、さらに循環していくべき、いわゆる新たなドラマの撮影の誘致をどんどんそういうふ頭のいわゆるロケセット、収録スタジオとして誘致できないものかと考えておりますが、この件について見解をお願いいたします。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

倉庫とかふ頭ということだと思いますけれども、あのエリアの活用にフィルムコミッションをとということだと思いますけれども、今現在のロケセットを建設する費用というのが、1,300万円ぐらいだということに言われております。それだけのものをテレビドラマとか、そういうものに制作予算が少ないところは難しいだろうと。もしやってくれるのであれば、映画ですとか、また何らかの機会以小樽で撮りたいという制作者がいれば、そういうふうにして我々としては道筋を開いていきたいというふうに思いますが、一つ課題といえますか、問題といえましょうか、協議しなければならぬのが、港湾荷役というか、港湾施設ですので、本来の港湾機能の部分であります業界の皆様とのお話、それから庁内でいうと、今の連携の話ですけれども、港湾部とか、そういうところとの連携とかということも含めて考えていかなければならないというふうには思います。ただ、私どもFCを担当している者としては、今、森井委員がおっしゃったようなご提案のとおりになっていけば、またさらに活性化されるかなという気がいたします。

(港湾)港湾振興室長

上屋の関係につきましては、第2号ふ頭が妥当でないかというお話もございまして、今、我々はあくまでも港湾本来の荷役関係のことで使いたいという、ただ、かなり老朽化していて入口も狭いというような状況もございまして。そういった今回のロケセットの設置につきましては、業界の方々とお話をしながら、ある程度の期間ということで、今、設置して、そういったところでやっていますけれども、現実、コンテナの関係で利用したいという方も今来ておりますので、そういった状況は、やはり横の連携をとりながら、そういったことで使えるものは有効に使っていきたいというふうに考えてございます。

森井委員

雑談の中だったのですけれども、テレビ局の方とお話をして、北海道には資源がたくさんあるわけですが、ロケ背景としては、しかしながら、室内で収録する場所がとても少なく、ドラマとかはつくれない。よく地方テレビ局で、福岡や名古屋では、全国ネットのドラマとかも撮影されているわけです。しかし、北海道からの配信というのは、そういう意味ではとても少ない。ぜひ、そういう可能性がとても小樽は高いと思っておりますので、研究等をしていただきたいと思いますと思っておりますし、これはたしか地域活性化会議の中で、小樽のPRビデオというようなお

話もあったと思います。これもこのことにどんどん連携していけるのではないかと私自身は思うのですけれども、ぜひ、この話を地域活性化会議の中でもできないものなのかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

委員がおっしゃるのは、いわゆるロケスタジオの常設ということだと思っておりますけれども、今、私どもの希望としては、どんどんとそういう活用の中で活性化されることを望むというふうに申しあげましたところ、港湾振興室長の方からは、要するに、業界との連携等がございますので、あくまでもそういう形で了解がとれて調整がつけられたら、そういうところを、逆にそういうところも誘致するというのが、フィルムコミッションの仕事であろうと思うので、そういうことで考えていきたいと思っておりますし、一方、PRビデオという観点で申し上げますと、まちを紹介するビデオをつくるまでもなく、本来FCというのは、ドラマをどんどん配信することによって、小樽の知名度を上げていくということになりますので、そういうことで協力したいと思いますし、地域経済活性化会議の方にも出させていただきますので、そこでもこのお話をさせていただきたいというふうに思います。

森井委員

ニーズは決して低くないと思っております。また、ライブ等も、市内で行えば騒音の被害もありますけれども、そういう場で行われるのなら、そういう問題もかなり少なくなると思っておりますので、今後の研究等をお願いしたいと思います。

新しい世代の潮まつりでのかわりについて

それでは、次の質問に入らせていただきます。

お祭りについてなのですが、まず潮まつりに対してお伺いしたいと思います。これからは、伝統が守られつつ、どんどん新しい考え方が取り入れられていかなければいけないと私自身思っております。そんな中で、学生や子どもたちがどんどんかかわっていかねばならないと思っておりますけれども、現在のかかわりについて、説明をお願いします。

(経済)観光振興室観光事業課長

新しい世代の潮まつりでのかわりということのご質問であるかと思いますが、潮まつり、3日間開催の中で、市民が中心になって参加できるイベントという意味では、潮ねりこみという2日目、土曜日に開催されるイベントがございます。この中では、昨年の第37回の潮まつりにおいては、年代の順で申し上げますと、幼稚園でてい団を組んで参加しているところが2てい団、それから小学校、これは花園小学校ですが、花園連合町内会と連携しててい団を組んで参加したところが一つ、高校が3校、それから大学が2校ということで、おおよそでございますが、参加の人数をまとめますと、だいたい800人ぐらいの小中高大学生がこの潮ねりこみに参加している状況でございます。

森井委員

ちなみに、企画、運営、実行委員会側で、学生等がかかわったという事実はありますか。

(経済)観光振興室観光事業課長

若い世代が実行委員会にかかわるとい、実行委員のメンバーの中にはおられません。大学生の中ではボランティアの中で、一部協力をいただいたという方はおられます。そういう実情です。

森井委員

これからはどんどんそういう学生とかの考え方をお祭りに取り込んでいかなければいけないと私は思っております。ただ、現状で、お祭りがどのようになっているのか。例えば、お祭りの起源とか、お祭りの歴史とか、それに伴って、運河や港の歴史等、そういうことを子どもたちに伝えていかなければいけないなと思っております。

キッズ・ベンチャーの目的について

ちょっと唐突なのですが、キッズ・ベンチャーがありますね。キッズ・ベンチャーの目的を簡単に説明し

ていただけますか。

(経済)産業振興課長

キッズ・ベンチャー塾は、当初、小樽職人の会の皆さんと一緒に、小樽職人展というのを平成8年から行いまして、その中で、子どもたちに地元の地場の企業、又は職人の活動を知っていただくということで、平成9年から体験工房を進めつつ、平成13年から市内の小中学校に応募していただきまして、始めてきたところです。その中では、参加された皆さん、子どもたち、小学生、中学生ですけれども、その子どもたちに小樽の地元の企業を見学に行っていたり、その中から自分たちが何をつくるかということを決めて、チーム編成をして、僕は社長、君は副社長と、そんな形でのチームワークの中で、最終的に物をつくって、販売までをするという取組をしてきたところです。

森井委員

それは子どもたちに企業意識もそうですけれども、小樽にいろんな職業があると。小樽のよさを見ていただくと、そういう目的もあるのではないかなと思っているのですが、そういう見解でよろしいですか。

(経済)産業振興課長

そのとおりでございます。地元に着目を持っていただく、又は小樽をよく知っていただくという意味でもありまして、その中から起業家、できれば最終的には小樽で業を起こしていただければという思いもございます。

森井委員

自分自身は、潮まつりもそれと同じことに該当するのではないかと考えております。小樽において、歴史のあるお祭りであって、またその港、運河、そういう歴史等を、今でも子どもたちに対して小樽の歴史というものに対して何かしらの指導はされていると思うのですけれども、お祭りとかを通した、そういう教育というか、小樽のよさを知ってもら。それを知ってもらった上で、潮まつりに対して企画、又は運営と、そういう場にどんどん学生という立場から参加していただける形ができないものなのか。いわゆる教育側と、教育は今日は所管でないですが、教育に対してそういうふうに行き実行委員会等で、潮まつりにかかわっていた方々から指導に行ったりとか、そういうよさを伝えてもらったりとか、さらには今、実行委員会が現実にあると思いますが、その下に学生が主体となる委員会等、そういうものの設置、この2点、検討できないでしょうか。

(経済)観光振興室観光事業課長

前段のお祭りのよさを知ってもらうということで、実行委員会でも実はこれまで37回やりまして、今年38回目の開催を予定しておりますけれども、この間、若い方にお祭りに参加してもらうために、どのような企画を組んだらいいかということでは、毎回頭をひねってきたところです。顕著な例で申し上げますと、正調の潮踊りと対極にあると思われるYOSAKOIを、どのような形でお祭りの中で若い人にも参加していただいてやっていただくかということでは、場所を変えたり、あるいは先ほども申し上げました潮ねりこみの中でどういう配置にしたらいいかと、そういうことで、細かい部分ではあるのですけれども、何とか若い方が祭りに参加しやすいような開催内容にしていこうということでは、実行委員会の中でも検討されてきました。その点では、実行委員会の考えとしては、祭りに参加することこそ、祭りの楽しさというのでしょうか、あるいは魅力といったものを実感できるというような考えが大きいというふうにも思います。確かに、祭りは口で言うよりは肌で感じていただくというのが、お祭りの本来のよさを実感するいい機会だというふうには思います。ただ、委員がおっしゃるとおり、若い方の意見をこれまで祭りに取り込んできたかということこととなりますと、参加の形態をいろいろ考えた経緯はございますが、意見をお聞きしたということは確かに思い当たりませんので、その点では何とか若い方の意見を取り込む形で参加のしやすい方式というか、手法を考えていかなければならないという点では、小学生にというか、学年でどこに行けるかというのは、まだ検討しなければならないと思いますが、若い世代の中で意見が聞ける機会あるいは例えばアンケートとか、そういった手法でも何とか聞けるようなことを考えてもらいたいということです。

それと、学生の潮まつり委員会、こういったものがないかどうかということですが、これは私も事務局を担当していますけれども、そういうのもあっていいかなというふうには事務局側では思いますが、この点につきましては、実行委員会にも委員のお考えをお伝えした上で、実現が可能かどうか、委員会の中でも検討させていただきたいと思っています。

森井委員

前段の札幌の話とかもありましたけれども、やはり潮まつりでどういう経緯でできたのかと、なぜこの潮まつりはこういう踊りが踊られているのかと、そういうことが子どもたちに対して伝わっていれば、YOSAKOIと正対しているのか、反対なのかと、そういうこともたぶん取り入れたいと思っている方々は知らないと思いますので、そういうことをお祭りというものを通して、小樽の現状、歴史というものを伝えるのは非常に大事なことはないかなと、私自身は思っておりますし、また、後段の委員会のことに関しても、もちろんお祭りは参加して楽しむものですが、必ずしも大人の人たちがつくったものが、子どもが楽しいかということ、それは必ずしもそうではない。もちろん楽しい部分もあります。そういう意味では、そういう同じ世代の方々がつくっていく、若い人たちがこういう考えで新しいものをつくったと、そういう同じ世代の人たちが考えたものが、また、楽しくなる一つのきっかけになるのではないかなと思っていますので、当然伝統を崩すとかそういうことではなく、伝統を保ちつつ、その中でいろいろなものを新しく取り入れていくという発想で、考えていっていただきたいなと思っております。何か見解があれば、一言お願いします。

(経済)観光振興室観光事業課長

先ほどもお答えをした中で触れましたが、伝統を守りながら新しい息吹を潮まつりの中に吹き込んでいくというか、刷新をしていくというのは、長年の課題として、この点については、本当に短時間で答えが出るようなものではないと思うのです。ただ、そうはいっても、やはり次の世代が潮まつりを担っていくのは事実ですから、そういうバトンタッチができるような体制を絶えず考えていかなければならないということも頭にありますので、そういうことを念頭に置いた上で、今後開催されます潮まつりの開催内容というものを検討していきたいというふうに思います。

森井委員

ぜひ、ご検討をよろしくお願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。

ソーラス条約について

ほかの会派からご質問があったと思うのですが、ソーラス条約について、幾つか質問をさせていただきます。

今回のこのネットを張るということにおいて、例えば都市計画審議会とか、観光基本計画を現在策定するという話がありますが、そちらの方に対して、審議というか、報告というか、そんなようなことは行われてはいるのでしょうか。

港湾部次長

今回のソーラス対応の施設整備につきましては、特にそういうようなところとの協議は、今のところしてございません。

森井委員

エリアは港湾というエリアではありますが、臨港地区として都市計画にもちゃんと指定されておりますから、そういうことはこれから必要だと思っておりますし、観光基本計画などにおいては、今後第3号ふ頭がどのようになっていくのかという話合いも行われるでしょうから、そのフェンスが張られているような状況とかもわからない中で、観光基本計画というのはつくられないと。そこも考えた上でつくっていくのではないかなと思うので、そういう報告、伝達等は必要ではないかなと私自身は思っているのですが、見解をお願いします。

(港湾)工務課長

来週、観光の方の基本計画がございまして、私も呼ばれております。それが第1回目でございますので、その中で、今、委員おっしゃったようなこともじゅうぶん踏まえながら、ソーラス条約の件あるいは第3号ふ頭の今までの経過、そういったものも踏まえて意見交換していきたいと思います。

森井委員

ぜひ今のその件についてもお話しただけたらと思っています。

ソーラス条約に関して次の質問をさせていただきたいのですけれども、フェンスが例えば第3号ふ頭に張られて、例えば景観にかかわるとか、そのようなお話も以前させていただいたのですけれども、そのフェンスの在り方、景観に伴ったものというようなことで、国と協議をされたりとか、そのような検討等はされましたでしょうか。

(港湾)工務課長

このソーラス自体が去年の12月から急にばたばたとしてやっている中で、なおかつ技術的な基準等もようやく最近出てきたという状況でございます。それで、景観等までは、とても時間的にもございませぬので、今のところはやっておりませぬけれども、先ほども第3号ふ頭とか、これも全部のふ頭をそういうふうに対応が必要かどうかというの、またそういう議論もございませぬから、たまたま第3号ふ頭等におきましては、そういうことも考えてはいきたいと思っておりますけれども、今の時点では国とまだそういう協議はしておりませぬ。ただ、それが今、補助事業という中でやるものですから、その中で、それまで認めてもらえるかどうかというのは、今のところわかりませぬ。いずれにしましても、そういったことも念頭に置いて、今後の課題として考えていきたいと思っております。

森井委員

自分自身で調べた範囲ですけれども、室蘭で親水性の高いエリアがあると。そのエリアを何とかフェンスで囲むというのはというような話が、やはり論議をされて、フェンスを移動するタイプ又は取り外すことのできるフェンス、そういうものを取りつきたいということで国と審議、やりとりを行っているというようなお話を聞いたのですが、それに関してはご存じでしょうか。

港湾部次長

室蘭の具体的なものについては承知してございませぬけれども、私どもも、今、国内でやっている部分につきまして、そういう荷役の関係で移動式のものが可能かどうかという部分につきましては、国の方とも個別に協議をしてございます。

(港湾)工務課長

今、次長が申し上げましたとおりなのですけれども、小樽港におきましては、当初から移動式のものが可能かどうかというようなことも、問いかけの中でしております。ただ、基本的には固定式ということなのですけれども、実際、観光には関係なく、上屋のトラックの出口ですとか、そういった荷役の都合で、一部移動式にしなければならないような、観光だけではなくて、そういう場所もございませぬ。そういった部分も含めて、今、協議はしております。ただ、今度は実際の運用面なのですけれども、私がちらっと考える中では、移動式にしましても、簡単に移動できるものならいいのですけれども、なにせある程度大きいもので、物理的に車の進入を遮断するような大きなものでございませぬ。ですから、そのたびに移動するときに、クレーンを持ってきたりなんなりしなければならないような移動式のものであれば、これはなかなかだれがそのクレーンを持ってきて何十万円もお金をかけて1回1回移動させるのかというような、そういう問題もまた起きてきますから、その辺も運用面も含めて考えていかなければならないと思っております。

森井委員

ぜひ、小樽市は、先ほどもいろいろお話が出ておりましたけれども、背景にまちがあって、いわゆる今、新都心軸と呼ばれてはいますが、中央通において、駅と特に隣接しているエリアで、担当部署も考えなければいけな

いと、何年もそういうお話が出ているわけです。その中で、フェンスを張るという話が出てきたときに、室蘭でもそれだけ進んで親水性を高めるがために、ただ、フェンスを張るという方策ではなく、いろいろ検討されていると。それは本来であれば、室蘭よりも小樽の方が、さらにそういうことがもっと話題に出て、今、移動式の話は初めて出てきましたし、もっともっと小樽ではこういうふうにやっていきたいと、このままでは、もちろん荷役のこともありますけれども、そういう観光とか、そういうエリアとして考えていかなければいけないエリアだということにおいて、国等ともっと審議すべきではないかなと私自身は思うのですけれども、いかがでしょうか。見解をお願いします。

(港湾)港湾振興室長

今、お話にありましたように、港湾部といたしましては、その観光面、それから既に港湾計画の中で第3号ふ頭の在り方というのは、基本方針は出しています。それを、今、具体的に進めていくという前提の中には、第3号ふ頭基部の防疫上の問題だとか、それから現在生活をしているそのクリアランスの問題だとか、慎重にやっていかなければならないという中で、このソーラスはやはり国際的に認められる港だという前提も考えていかなければならない。そういった中で、今、すぐにソーラスをやめて第3号ふ頭をできるかという部分もございますので、基本的にできることから順次やっていく。それで、なおかつ国際的な港として外航船も入ってくるという前提を守りながら、着実に進めていくということが大事だというふうにございます。だから、観光面、それから荷役の関係、原則をきちんと守りながら、いろいろな意見を聞きながら進めていかなければならないというふうに認識してございますので、まず着実に小樽港を国際港として認めてもらうという前提の中で、トータルな考え方を示していかなければならないというふうにございます。

森井委員

質問の内容を変えて、ソーラス条約についてお伺いします。

今回、ソーラス条約でフェンスを張るというお話が来たときに、現在の港の在り方又はエリアの集約とか、そういうことも考えられたと思うのです。少しでもフェンスを張るエリアを減らそうとか、そういうことも考えられたと思うのです。そのことで何か検討されたこととかはあるでしょうか。

港湾部次長

まず一番最初に、港湾部として対象となる岸壁、これを考えたときに、ある程度1日に泊まれる船の数、実際に過去に1日どのぐらい、何隻の船がどういう状況で泊まっているかというものを検討いたしました。その中である程度あいているところ、詰まっているところというものはございます。その中で、最大7隻の船が対応できればいいということをお考え合わせまして、今回、示した中では、例えば勝納ふ頭の3番、中央ふ頭の1番、港町ふ頭の1番、こういう部分につきましては、ある程度内航船での対応、それ以外のところをもって、ロシア船、最大の隻数を収容できるというような形で、ある程度そういう対象となる岸壁を絞ってきたと、そういう形で事業費の縮減も含めまして、検討はしてまいりました。

森井委員

空港を例えとしてフェンスを張るべきではないかというような、そういう方向からフェンスというお話が出たみたいですが、以前もお話ししましたが、空港はフェンスももちろん張っているのですけれども、ターミナルがあって、また、例えば荷役とか貨物、その関係のことが行われるときも、乗降されるお客様とか、かけ離れて別な場所で行われているわけです。目には映らないわけです。けれども、現状、井川委員からの質問もありましたけれども、小樽港の場合は、お客さんが出入りするところで荷役が行われたり、貨物が積まれたりとか、そのような出来事がある中で、においが発生していたりとか、粉じんが起きたりとか、そのような被害実態が起きているわけです。今後さらに、今回、先ほど見楚谷委員の方から、本年度、豪華客船が何隻か入るというようなお話もありましたけれども、今後もそういう客船を誘致していこうというふうにございます。

分をしっかりとすみ分けしていかなければいけないということは、もう既に考えられていると思うのです。先ほど分区の見直しもありましたけれども、そのことを含めて、今後、では分区の見直しでどのようなことを変えていけばいいのかというようなことを、何かしら見解を持っていたら、今、お知らせ願いたいのですけれども。

(港湾) 港政課長

ソーラスと分区のかかわりということだと思うのですが、今回の分区条例の見直しにつきましては、基本的な考え方といたしまして、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、まず現在の分区の線引きというのがございますけれども、それは基本的には変えないという方針であります。ただ、8年がたちまして、中には時代のニーズと合わなくなった部分もございますので、その辺を部分的に、用途を多少幅広く容認できるような形で、条例の中身の用途のつけ足しみたいようなという、本当に部分的な改正という形に考えてございます。第3号ふ頭周辺につきましても、ご承知のとおり、運河周辺で一部は、無分区になっているところがございますし、小樽ビールとかあの辺の付近ですけれども、本当に観光ゾーンみたいな形になってございますし、例えば道路挟んで海側の向かい側一角は、まだ商港区という厳しい規制があるわけですけれども、その辺なんかも含めて、親水性というものを配慮した土地利用に変えていきたいというふうに考えてございます。

森井委員

先ほど、分区の見直しの説明のときに、適正な運営管理を行うためにというような話をしておりましたけれども、井川委員がおっしゃったような、お客さんと荷役貨物が近くに起こっていること自体が、けっこう問題点だと思っております。これは適正な運営管理が行いきれていないのではないかなというふうに私自身は思っております。今、五つの分区に分かれておりますけれども、それをもう少し細分化、たくさん細分するわけではなく、今、こちらの方で商港区と載っておりますけれども、その中身、とりあえず内容をお教えてください。

(港湾) 工務課長

商港区の詳しい内訳につきましては、今、参考に配りました図面の裏側に、それぞれの港区の中で許容される建物が丸印で書いてございますけれども、商港区につきましては、港湾施設、いわゆる港湾法に基づく港湾施設は、これは当然でございますけれども、そのほかにこの港湾施設以外の八つぐらいの分類がございますけれども、要は港湾業務を行うために必要な民間の倉庫ですとか、それからトラックの車庫でございますとか、事務所、それから船用品の販売業でありますとか、要は港湾の業務にかかわりのある機能の建物、それと、一部港湾管理事業及びこれに準じるものであれば、海員所施設ですとか、研修施設、それから一部流通業務施設、それからこれはその施設に従事する者のための休憩所、宿泊所、そういったものが許されるようになってございます。

森井委員

かなりの工業、漁港とかそれ以外のもの何かすべてが商港区に含まれていると、私自身は思っているわけでありまして。裏に書いてあるのは、文章的には「旅客又は一般貨物を取り扱うところ」と書いてありますけれども、旅客の、いわゆるフェリーによって、もちろん貨物が運ばれてくるところもありますけれども、やはりこの部分は今後のためにも分けて考えていくべきではないかと。今、現状では、すみ分けはできないにしても、そのことは、今後、念頭に入れて考えていかなければいけないのではないかなと、私自身は思いますけれども、いかが思いますか。

(港湾) 港湾振興室長

先ほども答弁させていただきましたけれども、我々としたしましては、港湾計画において、既に第3号ふ頭の基本方針というのはございます。そういった中で、現状、それをいかにしてあるべき姿に持っていかということにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、合同庁舎だとか、そういったものの土地利用も含めて、例えば駐車場の配置をどうするだとか、道路のつけ方をどうするだとか、細かい部分をきちんと整合性をとりながらやっていかないと、また無駄な絵をかくことになりますので、現在いろいろな方々の意見、それから関係行政機関も含めて、そういった検討を進めておりますので、今しばらく時間が必要でなからうかというふうに考えてございます。

決して後ろ向きというか、いいかげんにやっているということではなくて、そういったお話しを進めながら、業界の方々の意見も伺いながら、着実に進めていくべきであろうというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

森井委員

前向き、決して後ろ向きではないという話もありましたけれども、あるときをきっかけにして前に進まなければ見えてこないと思ひます。やはり先送り、先送りになってしまいますと、結果的に複合してしまうという現状が起こってくると思ひますので、今後、分区の見直しも含めて、検討していただければと思ひます。

空き店舗利用について

最後に、通告していないのですけれども、先ほどの空きコマの話が商工会議所の方に移管していくというような話があって、本来、本当は次回の定例会のときに質問しようと思ひていたのですけれども、私は、空きコマ利用の一つとしてFM局というか、コミュニティFMを都通り等の空きコマに、いわゆる見えるラジオとしてやっていくべきではないかなと思ひていたのですけれども、今後その空きコマ利用ということ、すべてが商工会議所の方に移管するわけではないというような話もあったのですけれども、今後そういうことが市としてFM局とかと連携をとって考えていけるものなのかどうか、それだけ、ちょっとお伺ひしたいのです。

(経済)佐藤主幹

中央商店街の空き店舗の利用、地元FM局の関係ですと、サテライト的なスタジオが道路面に配置する形になります。それで、今、そういう話は、基本的には商店街の方からも出ていませんし、それから地元のFM局からもお話しは聞いておりませんが、そういう方向性もあるかどうかについて、商店街の方とお話ししてみたいと思ひます。

森井委員

ぜひ、情報を提供するというのは、市としての大きな仕事の役割のうちの一つだと思ひます。先ほどのFCの話とかもありましたが、そういうFM局を利用して、FM局からどういうことになっているのだということ、伝えることも大事なのですが、それが目に見えて、人の見える位置でそういうラジオ局があって、その場でなされているということは、さらなる情報展開の大きな役割になっていくと思ひます。自分自身、想像していたことが札幌駅の駅スタで突然できて、びっくりしていますが、なかなか可能なことではないと思ひていたのですけれども、実際ああいう形で札幌では行われていて、それは小樽の方が先進してやるべきだと最初自分も思ひいたので、都通りももちろんそうですけれども、ウイングベイとか、その他いろいろなところで目に見える位置に置けるFMラジオ、そういうことによって、伝達方法でも市としてもそれに関与してかかわっていただけるのではないかなと思ひますので、今後の検討課題として、考えていただければなと思ひます。

(経済)佐藤主幹

空き店舗、それから市場の空きコマ調査は、商工会議所の方に移管しますが、私どもの方で従来から行っています商店街の空き店舗に対する家賃支援の関係、これは財政的に厳しいことがありまして、新年度から限度額が5万円の3か月ということで、支援の額は従前より少なくなりますけれども、引き続き商店街のにぎわい、それから活性化のために商業労政課、それから商業担当主幹、一緒になりまして行ってまいりますので、その辺は従前と変わりませんので、そういうことです。

森井委員

自分自身もまだ調査不足というか、資料不足でもありますし、これから次回にかけて少しずつそういうことも自分の方でも調べていきたいと思ひますので、皆さんもそのことについての研究というか、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時15分

再開 午後 5 時22分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党。

古沢委員

この議案第50号は、4定で議論になったものの具体化であります。したがって、この問題を考える場合に、地方自治法で考えるか、文化財保護法で考えるかという、その立つべき位置が問われる。私は、文化財保護法で、なぜこの鯉御殿だけが小樽市では見られていなかったのかということをも4定で取り上げました。つまり、教育委員会所管でなくて、経済部所管の文化財は、この鯉御殿だけあります。ですから、4定では鯉御殿に文化財としての名誉ある地位を復活しようではないかということ呼びかけました。今もその考え方は変わりません。よって、この第50号については、反対であります。

以上、詳しくは本会議で行います。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第50号について、採決いたします。

可決と決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

所管事項の調査は継続審査と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。